

令和 7 年度

教職課程履修のてびき

埼 玉 学 園 大 学

目 次

教育職員免許課程を履修するにあたって	3
所属学科の教育職員免許課程の登録について	6
所属学科以外の教育職員免許課程（副免）の登録について（令和5年度入学生）	7
教育職員免許状を取得するには	8
複数の教職課程の履修について	9
教育実習について	10
介護等体験について	12
科目についての注意点	13
幼稚園教諭免許課程	
＜一種免許状 1 年次生(令和7年度入学生)＞	14
＜一種免許状 2 年次生(令和6年度入学生)＞	17
＜一種免許状 3 年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入生＞	20
＜一種免許状 4 年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入生＞	23
＜専修免許状 令和6・7年度入学生＞	26
小学校教諭免許課程	
＜一種免許状 1 年次生(令和7年度入学生)＞	27
＜一種免許状 2 年次生(令和6年度入学生)＞	30
＜一種免許状 3 年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入生＞	33
＜一種免許状 4 年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入生＞	36
＜専修免許状 令和6・7年度入学生＞	39
中学校教諭（国語）・高等学校教諭（国語）免許課程	
＜一種免許状 1 年次生(令和7年度入学生)＞	40
＜一種免許状 2 年次生(令和6年度入学生)＞	43
＜一種免許状 3 年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入生＞	46
＜一種免許状 4 年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入生＞	49
中学校教諭（社会）・高等学校教諭（地理歴史）免許課程	
＜一種免許状 1 年次生(令和7年度入学生)＞	52
＜一種免許状 2 年次生(令和6年度入学生)＞	56
＜一種免許状 3 年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入生＞	60
＜一種免許状 4 年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入生＞	64
中学校教諭（英語）・高等学校教諭（英語）免許課程	
＜一種免許状 1 年次生(令和7年度入学生)＞	68
＜一種免許状 2 年次生(令和6年度入学生)＞	71
＜一種免許状 3 年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入生＞	74
＜一種免許状 4 年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入生＞	77
高等学校教諭（商業）免許課程	
＜一種免許状 1 年次生(令和7年度入学生)＞	80
＜一種免許状 2 年次生(令和6年度入学生)＞	83
＜一種免許状 3 年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入生＞	86
＜一種免許状 4 年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入生＞	89
学校図書館司書教諭課程及び准学校心理士	
学校図書館司書教諭	92
准学校心理士	93
＜参考＞	
埼玉学園大学教育職員免許課程履修規程	94
埼玉学園大学学校図書館司書教諭課程履修規程	106

教育職員免許課程を履修するにあたって

1. 本学の教職課程が目指すもの

本学では、教職は幼児・児童・生徒の心身の発達にかかわり、それぞれの可能性を最大限に伸ばして、人格形成に大きな影響を与える専門的で創造的な職業であると考え、教員には幼児・児童・生徒たちの未来が託されていると考え、学校教育の成否はその直接の担い手である教員の資質能力によって左右されるものであるという認識を持ち、次のような資質能力を備えた教員の養成を行うことを目的としています。

- (1) 教職に対する強い情熱や使命感、誇りをもって仕事に取り組むことができる教員。
- (2) 幼児・児童・生徒の成長・発達についての深い理解をもつ教員。
- (3) 幼児・児童・生徒に対する教育的愛情や責任感をもつ教員。
- (4) 幼児・児童・生徒に対する実践的指導力、学級づくりの力、魅力ある授業づくりの力、教材解釈の力など、教育の専門家として確かな力量を身につけた教員。
- (5) カウンセリング・マインドを基盤とした生徒指導に関する専門的な知識や技能を身につけた教員。
- (6) 人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法など、人格的資質に優れた教員。
- (7) 自己表現力、コミュニケーション能力、メディア・リテラシー、課題解決能力など、社会の変化に適切に対応できる知識・能力を身につけた教員。

また、本学の教育理念である「自立と共生」を踏まえて、自主性、自律性、協調性、創造性や他人を思いやる心などをはぐくむことによって、国民や社会から信頼され、尊敬される教員を育成することを目指しています。

本学の教職課程は、ただ単にみなさんに教員免許状を取得させることを目的としたものではありません。教職課程に登録し、教員を目指すみなさんには、教員免許状取得への高い意識を持つことが求められます。

まず、授業を休んだり遅刻したりすることなく、進んで学びましょう。

授業では、教員の指導を素直に受け入れ、意欲的にさまざまな基礎知識を習得しましょう。

幼児・児童・生徒の成長、安全、健康を第一に考えられる、教育的愛情を育てましょう。

高い倫理観と、困難に立ち向かう強い意志を持ちましょう。

友好的人間関係が築けるように、集団生活でのルールを守り、責任を持って自分の役割を果たしましょう。

場をわきまえた言葉遣いや服装ができるようにしましょう。

教員の姿は幼児・児童・生徒のお手本です。進んで挨拶したり、感謝の気持ちを言葉で表したりできるようにしましょう。

探究心を持ち、授業以外の時間も有効に使って、さまざまな知識や技能を身に付けるように努力しましょう。

大学のサークルや、地域の諸活動、教育現場でのボランティア活動など、積極的に参加しましょう。

このように、幼児・児童・生徒を導く立場として、人間的にも技術的にも多くのことを意欲的に学んでいかなければなりません。

2.本学で取得できる教員免許状等について

本学では、次表の教職課程を設置しています。

なお、所属学科に設置された免許以外にも取得可能な免許種、教科もありますが、卒業要件単位数 124 単位の他に、多くの科目を履修し単位を修得しなければなりません。4 年間で取得できる免許種は 6 頁、7 頁、9 頁の説明をよく読んでください。

開設学部・学科	免許状の種類	免許教科
人間学部人間文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
	高等学校教諭一種免許状	国語
	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	中学校教諭一種免許状	英語
	高等学校教諭一種免許状	英語
	准学校心理士資格（教職課程登録が条件）	
人間学部子ども発達学科	幼稚園教諭一種免許状	
	小学校教諭一種免許状	
経済経営学部経済経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
子ども教育学研究科子ども教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
全学部全学科	学校図書館司書教諭資格（幼一種以外の教職課程登録が条件）	

3.教員となるためには

実際に教員となるには、次のような段階を経ることとなります。

- (1) 本学教職課程に登録した上で、教育職員免許法・同法施行規則および本学の教育職員免許課程履修規程に定める所定の科目を履修し、必要な単位を修得する。
- (2) 必要な単位を修得した上で、都道府県教育委員会に教育職員免許状の授与申請を行い、免許状の授与を受ける。
- (3) 免許状の授与を受けた上（もしくは受ける見込み）で、都道府県、政令指定都市、学校法人が行う選考試験に合格し、採用となる。

大学における単位修得以外にも、教員採用試験に向けた計画的な学習と継続的な努力が必要となることに注意してください。

社会経験のある人材を教員として積極的に採用する都道府県もありますので、大学卒業後 3 年から 5 年、民間企業で働いてから教員採用試験を受け、教員になる方法もあります。各都道府県の採用状況及び、希望する免許種の採用動向を研究しながら、自分に合った「教員になる道」を選びましょう。

4.教員免許状一括申請

先述のように、教員免許状は、大学で単位を修得しただけでは受け取ることができません。それぞれの免許要件を備えた上で、都道府県に設置されている教育委員会に申請することが必要です。

この申請の方法には、在学中に大学で申請を行う一括申請と、卒業後に各自で申請をする個人申請があります。

一括申請は、本学に必要な書類を提出することとなり、大学が書類を取りまとめて埼玉県教育局に申請を行います。一括申請した場合は、卒業と同時に教員免許状を受け取ることができます。

この一括申請に関しては、卒業年次の 10 月頃にガイダンスを行います。日時等は掲示やメール等で連絡されますので、見逃すことのないよう掲示板に注意してください。

個人申請は、自治体によって手続きが異なるため、都道府県教育委員会に各自で問い合わせ、必要書類を揃えた上で、郵送または持参によって、各都道府県の取り扱い窓口に提出することになります。なお、多くの場合、個人申請の受け付けは 5 月以降です。

教員として就職する場合はもちろん、一般企業に就職するとしても、一括申請がおすすめです。

5.教員・保育士養成支援センター

みなさんが教員免許状を取得するにあたっての履修やさまざまな手続き、教育実習及び介護等体験、関連するボランティア活動などについては、教員・保育士養成支援センターが取り扱っています。疑問点がある場合など、気軽にたずねてみてください。

【教員・保育士養成支援センター】

○場 所 3号館 1階ラウンジ奥

○開設時間 平日 9:00~17:00

なお、教職課程に関する連絡事項は、教員・保育士養成支援センター横に掲示またはメールします。教務課や学生課の掲示板と同じく、毎日必ず確認する習慣をつけてください。

掲示で連絡した内容については、周知されたものとして扱います。実習等に関わる重要な連絡事項もありますので、見落とさないよう注意してください。

6.個人情報の管理について

教育実習の実施にあたり、本学に登録した学生の氏名、住所等の連絡先を実習先の求めに応じて開示することがあります。ただし、実習に必要な用途以外で開示することはありません。

（教育実習に関すること以外で情報開示の必要が生じた場合は、その都度、当該学生に了承を得ることとします。）

7.感染症予防にかかる対応について

文部科学省より、「学生が教育実習に参加する前に、麻疹（はしか）の免疫をもっていると認められる者であるかを確認すること」を求める旨の通知が、全国の教職課程をもつ機関に送付されました。その確認とは、「抗体検査によって、麻疹（はしか）に対する免疫があると医師により認められる」こととされています。詳細についてはガイダンスやメール等でお知らせします。抗体検査を受けなかった場合、教育実習や介護等体験などの受け入れが認められなくなる場合がありますので、十分に注意してください。

なお、みなさんが受けることになる抗体検査の項目は、麻疹（はしか）、風疹（ふうしん）、水痘（みずぼうそう）、ムンプス（おたふくかぜ）の4種です。

抗体検査の結果、抗体がないことが判明した場合は、各自で医療機関において予防接種を受け、その旨を記載した証明書を大学に提出してください。

この検査・予防接種にかかる費用等は各自の負担となります。

所属学科の教育職員免許課程の登録について

幼稚園教諭・小学校教諭【子ども発達学科】

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状を取得するための教職課程を履修するには、所定の期間に課程登録を行う必要があります。年度初めのガイダンスで案内しますので、期限までに登録手続きを行なってください。

教育実習を実施するにあたって、教育実習登録費が必要になります。これは、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費や実習謝礼費などに充当されます。その他の感染症の抗体検査など、実習を実施するにあたって必要な検査等の費用は自己負担になります。

このように、教員免許状取得を目指すためには、多くの費用が必要となります。また、一度納入したこれらの費用は、理由の如何にかかわらず返還しません。最後までやり遂げる意識をもって、各課程の履修に臨んでください。

中学校教諭・高等学校教諭【人間文化学科・経済経営学科】

4 月		9 月
＜仮 登 録＞ 登録費不要	仮登録期間中であっても必修科目は履修登録し、出席してください。	＜本 登 録＞ 登録費 40,000 円

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状を取得するための教職課程を履修するには、所定の期間に登録を行う必要があります。まず、年度初めのガイダンスで案内しますので、期限までに仮登録手続きを行なってください。仮登録に登録費はありません。

4 月から教職課程の履修が始まり、秋期が始まる 9 月に本登録する必要があります。本登録の際、教職課程登録費 40,000 円を納入していただきます。所定の期間内に本登録手続きを行なってください。

この登録費は、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費などに充当されます。

また、教育実習の実施時には教育実習費が別途必要になります。その他、感染症の抗体検査など、実習を実施するにあたって必要な検査等の費用は自己負担になります。

このように、教員免許状取得を目指すためには、登録費のほかにも多くの費用が必要となります。一度納入したこれらの費用は、理由の如何にかかわらず返還しません。仮登録の期間は、こうした費用の面も含めて、教職を本当に目指したいかどうかを十分に考えていただくための期間です。

なお、教職課程において履修しなければならない科目の一部は、1 年次の春期から開講されています。履修し忘れることのないよう注意してください。

※学校図書館司書教諭課程・准学校心理士課程の登録手続きについては、それぞれ P.92、P.93 で確認してください。

所属学科以外の教育職員免許課程（副免）の登録について （令和5年度以降入学生）

副免登録とは

所属学科で開設されている教職課程に登録している場合、所属学科以外で開設されている教職課程（以下副免）に登録することができます。

所属学科に応じて副免登録できる主な教職課程は次表のとおりです。

所属学科	副免登録の前提条件	副免登録できる主な教職課程
子ども発達学科（幼児教育J-1）※	小一種のみに登録していること	中学校教諭一種免許状（国語、社会、英語）
子ども発達学科（小学校教育J-1）		高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史 英語、商業）
人間文化学科	中一種または高一種に登録していること	小学校教諭一種免許状

※当コース所属学生が中一種、高一種の副免登録を希望する場合は、2年次春期に小学校教育コースへのコース変更が必須となります。

上記以外の教職課程の副免登録については、教員・保育士養成支援センターまでご相談ください。

副免登録の流れ

希望免許種	1年次4月	→	2年次4月
小一種免	<仮登録> 登録費不要	<u>仮登録期間中であっても必修科目は履修登録し、出席してください。</u>	<本登録> 登録費不要
中一種免 高一種免			<本登録> <u>登録費 40,000 円</u>

副免登録をするには、所定の期間に登録を行う必要があります。年度初めのガイダンスで案内しますが、1年次4月に仮登録手続き、2年次4月に本登録手続きを行なってください。

希望する免許種により、本登録にかかる費用が上表のとおり異なります。また、教育実習の実施時には教育実習費が別途必要になります。一度納入したこれらの費用は、理由の如何にかかわらず返還しません。

教員免許取得のために履修しなければならない単位数のこと、本登録の際にかかる費用のこと等、自分自身が本当にその副免を取得したいのか、仮登録期間中によく考えるようにしてください。

教育職員免許状を取得するには

教育職員免許状を取得するには、それぞれ免許種別ごとに定められた基礎資格要件を備え、かつ、最低修得単位数以上の単位を修得しなければなりません。

なお、必修科目や単位数等は、各学年によって異なります。詳細については、それぞれの免許種別の項で該当する学年の箇所を参照してください。

必修科目の履修し忘れや、それぞれの科目区分について修得単位数の不足があると教員免許状を取得することはできません。計画的な履修を心がけてください。

幼稚園教諭免許状

種別	本学における基礎資格	教育職員免許法で定められている最低修得単位数			
		領域および保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
一種免許状	学士の資格を有すること	16	21	14	8
専修免許状	修士の学位を有するとともに、取得しようとする免許状の種類に該当する一種免許状を有すること	—	—	24	—

※修得しなければならない単位数及び科目については、P.14～P.26 参照。

小学校教諭免許状

種別	本学における基礎資格	教育職員免許法で定められている最低修得単位数			
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
一種免許状	学士の資格を有すること	30	27	2	8
専修免許状	修士の学位を有するとともに、取得しようとする免許状の種類に該当する一種免許状を有すること	—	—	24	—

※修得しなければならない単位数及び科目については、P.27～P.39 参照。

中学校教諭免許状・高等学校教諭免許状

種別	本学における基礎資格	教育職員免許法で定められている最低修得単位数			
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
中学校教諭 一種免許状	学士の資格を有すること	28	27	4	8
高等学校教諭 一種免許状		24	23	12	

※修得しなければならない単位数及び科目については、P.40～P.91 参照。

複数の教職課程の履修について

複数の教員免許状を取得する場合、みなさんが卒業する際の総修得単位数は、卒業要件単位数 124 単位を大きく上回ります。しかし、中には卒業要件単位数として算入できない単位もありますので、以下を参考に計画的に履修してください。

卒業要件単位数に含めることができる単位

- ・全学共通科目
- ・学科専門科目（所属学科）
- ・所属学科以外の学科専門科目を 18 単位まで自由選択科目として卒業要件単位数に含めることができます。（子ども発達学科は例外あり）
（詳細は所属学科の「履修のてびき」参照のこと）

※中高教職課程の「〇〇科教育法Ⅰ～Ⅳ」、「教育実習指導（事前・事後）（中高）」、

「教育実習Ⅰ・Ⅱ（中高）」、「教職実践演習（中高）（R4 年度以前入学生）」は卒業要件単位数に含まれません。

希望免許種ごとの単位数計算の例

希望免許種に応じて、最低限の「本学で免許取得に必要な単位数」と、その単位数の中で「卒業要件単位数に含まれない単位数」の【例】を以下に記しています。複数の教員免許状取得のためには、「卒業要件単位数に含まれない単位数」の分、プラスアルファで努力する必要があるということです。履修計画の参考にしてください。

【子ども発達学科】（令和5年度以降入学生の例）

希望免許種	本学で免許取得に必要な単位数	左記単位数のうち卒業要件単位数に含まれない単位数
幼一種免、小一種免	100 単位	0 単位
保育士、幼一種免、小一種免	138 単位	0 単位
小一種免、中一種免、高一種免 （国語の場合）	115 単位	17 単位

【人間文化学科】（令和5年度以降入学生の例）

希望免許種	本学で免許取得に必要な単位数	左記単位数のうち卒業要件単位数に含まれない単位数
中一種免、高一種免	78 単位	22 単位
小一種免、中一種免、高一種免 （国語の場合）	115 単位	44 単位

教育実習について

教育実習とは

教育実習とは、教職を志望する者だけに許された貴重な学習の場です。教育現場で教員の仕事や役割についての理解を深め、将来の教員としての実践的な知識や技能、教育観などについて深く探究するための機会となります。

学内の授業で学んだ知識や技能などの理論を基礎として、これらを総合的に実践する応用力を養うことを目指しています。

教育実習の時期

希望免許種	科目名	実施時期	期間	実習校種
幼一種のみ	教育実習Ⅰ（幼小） 教育実習Ⅱ（幼小）	4年次 春期	4週間	幼稚園
小一種のみ	教育実習Ⅰ（幼小）、 教育実習Ⅱ（幼小）	3年次 秋期	4週間	小学校
幼一種、小一種	教育実習Ⅰ（幼小）	3年次 秋期	2週間	小学校
	教育実習Ⅱ（幼小）	4年次 春期	2週間	幼稚園
中一種のみ	教育実習Ⅰ（中高）、 教育実習Ⅱ（中高）	4年次 春期	3週間	中学校
高一種のみ	教育実習Ⅰ（中高）	4年次 春期	2週間	高校
中一種、高一種	教育実習Ⅰ（中高）、 教育実習Ⅱ（中高）	4年次 春期	3週間	中学校または高校
小一種、中一種、 高一種 （R5年度以降入学生）	教育実習Ⅰ（幼小）、 教育実習Ⅱ（幼小）	3年次 秋期	4週間	小学校
	教育実習Ⅰ（中高）、 教育実習Ⅱ（中高）	4年次 春期	3週間	中学校または高校

※実習時期は変更になることがあります。その際は事前にお知らせします。

実習先の選定・依頼

<幼稚園>

幼稚園の実習先は、実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとることになっています。
詳細は「実習園決定のためのガイダンス」で説明しますので、必ず出席してください。
学生が内諾をとった後、大学から文書で依頼します。

<小学校>

小学校の実習先は、原則として川口市内の小学校となります。実習を実施する前年度に、大学から川口市教育委員会に対して文書で依頼し、川口市教育委員会から実習先の指定を受けます。

<中学校・高校>

中学校または高校の実習先は、実習を実施する前年度に自分で探して内諾をとらなければなりません。(大半の学生が母校を選択します) そのうえで、実習先への正式な手続きを大学に申請することになります。この申請を受け、大学から実習校に文書で依頼します。なお、4 年次秋期に「教職実践演習」を履修しなければならないため、教育実習はできる限り 4 年次春期終了時（9/20）までに実施できるよう、依頼する必要があります。

「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習」の履修条件

教育実習は、希望すればだれでも実施できるものではありません。教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。各教職課程の履修科目一覧とともに記載していますので、ご確認ください。実習時期の変更等生じた場合、状況に応じて履修条件も変更になる場合があります。

教育実習実施手続きと必要な費用

科目名	費用名	徴収時期	金額
「教育実習Ⅰ（幼小）」 「教育実習Ⅱ（幼小）」	教育実習登録費	3年次 9,10 月ごろ	2 科目分あわせて 5,000 円
「教育実習Ⅰ（中高）」 「教育実習Ⅱ（中高）」	教育実習費	4年次 4 月ごろ	1 科目あたり 12,000 円

教育実習を実施するにあたって、上表のように費用がかかります。これらは、教職課程で実施するさまざまな研修等の費用、教育実習に使用する日誌や教育実習のてびき等の作成、実習先への訪問指導費や実習謝礼費などに充当されます。一度納入された費用は、理由の如何にかかわらず返還されません。

また、実習中に発生する交通費や昼食代、その他実習先で個々に指定された費用などは、別途個人負担となります。

再履修する場合は、改めて納入することになります。

教職実践演習

「保育・教職実践演習（幼小）」「教職実践演習（中高）」「教職実践演習（小中高）」は、4 年間を通じた『学びの軌跡の集大成』として位置付けられています。このため、「保育・教職実践演習（幼小）」が開講される 4 年次秋期開始時点までに、免許取得に必要な教育実習の単位をすべて修得するよう努めてください。

4 年間で免許を取得できるよう、計画的に単位を修得してください。

介護等体験について

介護等体験とは

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」の施行により、小学校または中学校の教員免許状を取得しようとする場合は、介護等体験を実施しなければなりません。

この介護等体験は、教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性を考慮して、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状を受けようとする者に、障害者、高齢者に対する介護、介助、これらの人々との交流等を体験させるために実施するものです。

介護等体験の内容

介護等体験は、次表のように3年次以降に社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、合計7日間実施します。これらは単位としては認定されませんが、事前指導から体験、事後指導までを必ず実施しなければなりません。

体 験 施 設	時 期	期 間
【社会福祉施設】 児童福祉施設、障害児施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、老人福祉施設など。	3年次以降	5日間
【特別支援学校】 障がい・病気のある子どもを主たる教育対象とした学校。		2日間
合 計		7日間

介護等体験実施の手続き

介護等体験の実施を希望する場合は、実施しようとする前年度に介護等体験参加希望届を提出してください。希望届はガイダンスまたは教職課程に係る授業内で配付されます。

介護等体験実施施設の選定は、大学で希望者を取りまとめて申請し、それを基に埼玉県教育委員会、社会福祉協議会が行います。したがって前年度に希望届を提出しなかった場合は、当該年度の介護等体験は実施できません。

また、介護等体験にあたっては介護等体験実施費用 10,000 円がかかります。費用は介護等体験実施年度に徴収されます。

介護等体験の事前・事後指導

介護等体験の実施にあたっては、事前・事後指導が行われます。介護等体験では、諸施設でさまざまな障がいのある人たちと接することになります。これまでに経験のない事例を体験することもあるでしょう。介護等体験そのものの主旨からしても、事前に相応の知識や心構えなどを学び、終了後には実体験を振り返って、教職の中に活かすことが求められます。

したがって、この事前・事後指導は必ず受けなければなりません。

科目についての注意点

以下表中の科目は隔年開講（1 年おきの開講）や教育課程の変更によって廃止となった科目です。
該当科目を履修する予定の学生は注意してください。

対 象 学 生 (対象教育課程)	科 目 名	単 位 数	配当 年次	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
令和5年度以降入学生 (学校図書館司書教諭)	学校経営と学校図書館	2	1～	-	○	-	○
	読書と豊かな人間性	2	1～	○	-	○	-
	学校図書館メディアの構成	2	1～	○	-	○	-
	学習指導と学校図書館	2	1～	-	○	-	○
令和4年度以前入学生 (学校図書館司書教諭)	学校経営と学校図書館	2	3～	-	○	-	○
	読書と豊かな人間性	2	3～	○	-	○	-
	学校図書館メディアの構成	2	3～	○	-	○	-
	学習指導と学校図書館	2	3～	-	○	-	○
令和6年度以前入学生 (幼一種)	保育内容(言葉)Ⅱ	1	3～	(廃止)			
	保育内容(健康)Ⅱ	1	3～	(廃止)			
	保育内容(環境)Ⅱ	1	3～	(廃止)			
	保育内容(人間関係)Ⅱ	1	3～	(廃止)			

<一種免許状 | 1 年次生(令和7年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等 (21 単位以上)

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	△ <u>教育原理</u> □ <u>教育基礎論</u>	子ども発達 子ども発達	1～ 1～	2 2	【△印2科目】 または 【□印1科目】の どちらかを含め、 2単位以上 (注3)参照のこと
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		<u>教育法規</u> △ <u>教育社会学</u>	子ども発達 子ども発達	3～ 3～	2 2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		<u>教職概論</u> 保育者論	子ども発達 子ども発達	1～ 1～	2 2	どちらか1科目 選択必修 (注4)参照のこと
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ <u>教育心理学</u> <u>発達心理学</u> <u>学習心理学</u>	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 2～	2 2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ <u>特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援</u>	子ども発達	3～	2	2 単位必修
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○ <u>保育・教育課程論</u>	子ども発達	2～	2	2 単位必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	○保育方法論	子ども発達	3～	2	6 単位必修
	・幼児理解の理論及び方法		○幼児理解の理論と方法	子ども発達	2～	2	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○ <u>教育相談の理論と方法</u>	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○ <u>教育実習指導(事前・事後)(幼小)</u>	子ども発達	2～	1	5 単位必修
			○ <u>教育実習Ⅰ(幼小)</u>	子ども発達	2～	2	
			○ <u>教育実習Ⅱ(幼小)</u>	子ども発達	3～	2	
	・教職実践演習	2	○ <u>保育・教職実践演習(幼小)</u>	子ども発達	4	2	2 単位必修

備考 「教育基礎論」は、教育に関する社会的、制度的または経営的事項(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。)を含む。

(注1) ○印科目：必修

(注2) 四角で囲っている科目：小学校免許課程を兼ねています。

(注3) 原則として、保育士資格取得希望者は【□印1科目】を選択してください。

(注4) 原則として、保育士資格取得希望者は「保育者論」を、小学校教諭免許取得希望者は「教職概論」を選択してください。

(注5) 「教育実習指導(事前・事後)」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.16 を参照してください。

2. 領域及び保育内容

の指導法に関する科目（16 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
領域に関する専門的事項	・健康	○子どもと健康 幼児体育	子ども発達 子ども発達	3～ 1～	2 1	必修科目含め 12 単位以上
	・人間関係	○子どもと人間関係	子ども発達	3～	2	
	・環境	○子どもと環境	子ども発達	3～	2	
	・言葉	○子どもと言葉	子ども発達	3～	2	
	・表現	○子どもと表現	子ども発達	3～	2	
		○子どもの歌と表現Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		○子どもの歌と表現Ⅱ	子ども発達	2～	1	
		子どもの造形表現	子ども発達	1～	1	
		造形実践演習	子ども発達	2～	1	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○保育内容総論	子ども発達	1～	1	必修科目含め 8 単位以上
		○保育内容(健康)	子ども発達	2～	1	
		○保育内容(人間関係)	子ども発達	2～	1	
		○保育内容(環境)	子ども発達	2～	1	
		○保育内容(言葉)	子ども発達	2～	1	
		○保育内容(表現-音楽)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(表現-音楽)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(表現-造形)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(表現-造形)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(表現-身体)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(表現-身体)Ⅱ	子ども発達	3～	1	

(注) ○印科目：必修

3. 大学が独自に設定する科目（14 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教育インターンシップⅠ	子ども発達	1～	1	左記科目および最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」または「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位を充当します。(14 単位以上)
教育インターンシップⅡ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅢ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅣ	子ども発達	1～	1	

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科 目 名	年 次	期 間	履修条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4 年次	—	【教育実習指導（事前・事後）】 ①修得単位数 65 単位以上（2 年次秋期終了時点） ※ この条件を満たしていない学生は、実習指導担当教員等の面談を実施したうえで履修の可否を検討します。 ②「教育基礎論または教育原理」「教職概論または保育者論」「教育心理学」「子どもの歌と表現Ⅰ」「子どもの歌と表現Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。 ③「保育内容（〇〇）」および「保育内容（表現-〇〇）Ⅰ」のうち 5 科目(そのうち 2 科目は(表現-音楽)、(表現-造形)、(表現-身体)から選択)を修得済みであること。 ④「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅰ	4 年次	2 週間	※ただし、1 科目の単位をもって教育実習指導（事前・事後）の要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。 【教育実習Ⅰ】 ①必要なすべての書類や課題の提出、関連する手続きの期限を守ること。 ②「教育実習（事前・事後）」の授業を休まず出席し、授業担当者の指示を遵守すること。 ③派遣審査に合格すること。
教育実習Ⅱ	4 年次	2 週間	「教育実習Ⅰ」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。 【教育実習Ⅱ】 ①「教育実習Ⅰ」（幼稚園）を修了していること。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 2 年次生 (令和 6 年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等 (21 単位以上)

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	△教育原理 □教育基礎論	子ども発達 子ども発達	1～ 1～	2 2	【△印 2 科目】 または 【□印 1 科目】の どちらかを含め、 2 単位以上 (注 3) 参照のこと
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育法規 △教育社会学	子ども発達 子ども発達	3～ 3～	2 2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論 保育者論	子ども発達 子ども発達	1～ 1～	2 2	どちらか 1 科目 選択必修 (注 4) 参照のこと
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学 学習心理学	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 2～	2 2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	2 単位必修
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○保育・教育課程論	子ども発達	2～	2	2 単位必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	○保育方法論	子ども発達	3～	2	6 単位必修
	・幼児理解の理論及び方法		○幼児理解の理論と方法	子ども発達	2～	2	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○教育実習指導(事前・事後)(幼小) ○教育実習Ⅰ(幼小) ○教育実習Ⅱ(幼小)	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 3～	1 2 2	5 単位必修
	・教職実践演習	2	○保育・教職実践演習(幼小)	子ども発達	4	2	2 単位必修

備考 「教育基礎論」は、教育に関する社会的、制度的または経営的事項(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。)を含む。

(注 1) ○印科目：必修

(注 2) 四角で囲っている科目：小学校免許課程を兼ねています。

(注 3) 原則として、保育士資格取得希望者は【□印 1 科目】を選択してください。

(注 4) 原則として、保育士資格取得希望者は「保育者論」を、小学校教諭免許取得希望者は「教職概論」を選択してください。

(注 5) 「教育実習指導(事前・事後)」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.19 を参照してください。

2. 領域及び保育内容の指導法に関する科目（16 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
領域に関する専門的事項	・健康	○子どもと健康 幼児体育	子ども発達 子ども発達	3～ 1～	2 1	必修科目含め 12 単位以上
	・人間関係	○子どもと人間関係	子ども発達	3～	2	
	・環境	○子どもと環境	子ども発達	3～	2	
	・言葉	○子どもと言葉	子ども発達	3～	2	
	・表現	○子どもと表現	子ども発達	3～	2	
		○子どもの歌と表現Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		○子どもの歌と表現Ⅱ	子ども発達	2～	1	
		子どもの造形表現	子ども発達	1～	1	
		造形実践演習	子ども発達	2～	1	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○保育内容総論		子ども発達	1～	1	必修科目含め 8 単位以上
	○保育内容(健康)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(健康)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(人間関係)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(人間関係)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(環境)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(環境)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(言葉)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(言葉)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(表現-音楽)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(表現-音楽)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(表現-造形)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(表現-造形)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(表現-身体)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(表現-身体)Ⅱ		子ども発達	3～	1	

(注) ○印科目：必修

3. 大学が独自に設定する科目（14 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教育インターンシップⅠ	子ども発達	1～	1	左記科目および最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」または「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位を充当します。(14 単位以上)
教育インターンシップⅡ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅢ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅣ	子ども発達	1～	1	

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次	期間	履修条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4年次	—	【教育実習指導(事前・事後)】 ①修得単位数 65 単位以上(2年次秋期終了時点) ※この条件を満たしていない学生は、実習指導担当教員等の面談を実施したうえで履修の可否を検討します。 ②「教育基礎論または教育原理」「教職概論または保育者論」「教育心理学」「子どもの歌と表現Ⅰ」「子どもの歌と表現Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。 ③「保育内容(〇〇)Ⅰ」のうち5科目(そのうち2科目は(表現-音楽)、(表現-造形)、(表現-身体)から選択)を修得済みであること。
教育実習Ⅰ	4年次	2週間	④「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえで、派遣審査に合格した者。 ※ただし、1科目の単位をもって教育実習指導(事前・事後)の要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。 【教育実習Ⅰ】 ①必要なすべての書類や課題の提出、関連する手続きの期限を守ること。 ②「教育実習(事前・事後)」の授業を休まず出席し、授業担当者の指示を遵守すること。 ③派遣審査に合格すること。 「教育実習Ⅰ」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえで、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅱ	4年次	2週間	【教育実習Ⅱ】 ①「教育実習Ⅰ」(幼稚園)を修了していること。

<「教育実習指導(事前・事後)」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、読み替えを行なっている科目があります。以下の表にある読替科目を修得することにより、旧科目の単位修得とします。また、廃止された科目があります。

科目区分	読替科目	(単位数)	旧科目	(単位数)
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容(健康)	1	保育内容(健康)Ⅰ	1
	保育内容(人間関係)	1	保育内容(人間関係)Ⅰ	1
	保育内容(環境)	1	保育内容(環境)Ⅰ	1
	保育内容(言葉)	1	保育内容(言葉)Ⅰ	1
	【廃止】		保育内容(健康)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(人間関係)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(環境)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(言葉)Ⅱ	1

<一種免許状 | 3年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等 (21 単位以上)

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			単 位 数	開設区分	配当年次	単 位 数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	△ <u>教育原理</u>	子ども発達	1～	2	【△印2科目】 または 【□印1科目】の どちらかを含め、 2単位以上 (注3)参照のこと
			□ <u>教育基礎論</u>	子ども発達	1～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		<u>教育法規</u>	子ども発達	3～	2	どちらか1科目 選択必修 (注4)参照のこと
			△ <u>教育社会学</u>	子ども発達	3～	2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		<u>教職概論</u>	子ども発達	2～	2	必修科目含め 2単位以上
			保育者論	子ども発達	1～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ <u>教育心理学</u>	子ども発達	2～	2	2単位必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	4	<u>発達心理学</u>	子ども発達	2～	2	
			<u>学習心理学</u>	子ども発達	2～	2	2単位必修
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○ <u>特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援</u>	子ども発達	3～	2	
			○ <u>保育・教育課程論</u>	子ども発達	2～	2	6単位必修
教育実践に関する科目	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	5	○ <u>保育方法論</u>	子ども発達	3～	2	
	・幼児理解の理論及び方法		○ <u>幼児理解の理論と方法</u>	子ども発達	2～	2	5単位必修
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○ <u>教育相談の理論と方法</u>	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○ <u>教育実習指導(事前・事後)(幼小)</u>	子ども発達	3～	1	2単位必修
			○ <u>教育実習Ⅰ(幼小)</u>	子ども発達	3～	2	
			○ <u>教育実習Ⅱ(幼小)</u>	子ども発達	3～	2	
	・教職実践演習	2	○ <u>保育・教職実践演習(幼小)</u>	子ども発達	4	2	

備考 「教育基礎論」は、教育に関する社会的、制度的または経営的事項(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。)を含む。

(注1) ○印科目：必修

(注2) 四角で囲っている科目：小学校免許課程を兼ねています。

(注3) 原則として、保育士資格取得希望者は【□印1科目】を選択してください。

(注4) 原則として、保育士資格取得希望者は「保育者論」を、小学校教諭免許取得希望者は「教職概論」を選択してください。

(注5) 「教育実習指導(事前・事後)」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.22を参照してください。

2. 領域及び保育内容の指導法に関する科目（16 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
領域に関する専門的事項	・健康	○子どもと健康 幼児体育	子ども発達 子ども発達	3～ 1～	2 1	必修科目含め 12 単位以上
	・人間関係	○子どもと人間関係	子ども発達	3～	2	
	・環境	○子どもと環境	子ども発達	3～	2	
	・言葉	○子どもと言葉	子ども発達	3～	2	
	・表現	○子どもと表現	子ども発達	3～	2	
		○子どもの歌と表現Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		○子どもの歌と表現Ⅱ	子ども発達	2～	1	
		子どもの造形表現	子ども発達	1～	1	
		造形実践演習	子ども発達	2～	1	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○保育内容総論		子ども発達	1～	1	必修科目含め 8 単位以上
	○保育内容(健康)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(健康)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(人間関係)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(人間関係)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(環境)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(環境)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(言葉)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(言葉)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(表現-音楽)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(表現-音楽)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(表現-造形)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(表現-造形)Ⅱ		子ども発達	3～	1	
	○保育内容(表現-身体)Ⅰ		子ども発達	2～	1	
	保育内容(表現-身体)Ⅱ		子ども発達	3～	1	

(注) ○印科目：必修

3. 大学が独自に設定する科目（14 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教育インターンシップⅠ	子ども発達	1～	1	左記科目および最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」または「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位を充当します。(14 単位以上)
教育インターンシップⅡ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅢ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅣ	子ども発達	1～	1	

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次	期間	履修条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4年次	—	【教育実習指導(事前・事後)】 ①修得単位数 65 単位以上(2年次秋期終了時点) ※この条件を満たしていない学生は、実習指導担当教員等の面談を実施したうえで履修の可否を検討します。 ②「教育基礎論または教育原理」「教職概論または保育者論」「教育心理学」「子どもの歌と表現Ⅰ」「子どもの歌と表現Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。 ③「保育内容(〇〇)Ⅰ」のうち5科目(そのうち2科目は(表現-音楽)、(表現-造形)、(表現-身体)から選択)を修得済みであること。
教育実習Ⅰ	4年次	2週間	④「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえで、派遣審査に合格した者。 ※ただし、1科目の単位をもって教育実習指導(事前・事後)の要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。 【教育実習Ⅰ】
教育実習Ⅱ	4年次	2週間	①必要なすべての書類や課題の提出、関連する手続きの期限を守ること。 ②「教育実習(事前・事後)」の授業を休まず出席し、授業担当者の指示を遵守すること。 ③派遣審査に合格すること。 「教育実習Ⅰ」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえで、派遣審査に合格した者。 【教育実習Ⅱ】 ①「教育実習Ⅰ」(幼稚園)を修了していること。

<「教育実習指導(事前・事後)」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、読み替えを行なっている科目があります。以下の表にある読替科目を修得することにより、旧科目の単位修得とします。また、廃止された科目があります。

科目区分	読替科目	(単位数)	旧科目	(単位数)
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容(健康)	1	保育内容(健康)Ⅰ	1
	保育内容(人間関係)	1	保育内容(人間関係)Ⅰ	1
	保育内容(環境)	1	保育内容(環境)Ⅰ	1
	保育内容(言葉)	1	保育内容(言葉)Ⅰ	1
	【廃止】		保育内容(健康)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(人間関係)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(環境)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(言葉)Ⅱ	1

<一種免許状 | 4 年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等 (21 単位以上)

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数								
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 11 単位以上	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育法規 ○教育社会学	子ども発達 子ども発達	3～ 3～	2 2		
			○教育心理学 発達心理学 学習心理学	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 2～	1 2 2		
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～		2
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			○保育・教育課程論	子ども発達	2～		2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	○保育方法論	子ども発達		3～
・幼児理解の理論及び方法		○幼児理解の理論と方法	子ども発達		2～	2		
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達		3～	2		
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	子ども発達 子ども発達 子ども発達	3～ 3～ 3～	1 2 2	5 単位必修	
	・教職実践演習	2	○保育・教職実践演習(幼小)	子ども発達	4	2	2 単位必修	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 四角で囲っている科目：小学校免許課程を兼ねています

(注3) 「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」及びには履修(実施)するための手続きや条件があります。P.25 を参照してください。

2. 領域及び保育内容の指導法に関する科目（16 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
領域に関する専門的事項	・健康	○子どもと健康 幼児体育	子ども発達 子ども発達	3～ 1～	2 1	必修科目含め 12 単位以上
	・人間関係	○子どもと人間関係	子ども発達	3～	2	
	・環境	○子どもと環境	子ども発達	3～	2	
	・言葉	○子どもと言葉	子ども発達	3～	2	
	・表現	○子どもと表現	子ども発達	3～	2	
		○子どもの歌と表現Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		○子どもの歌と表現Ⅱ	子ども発達	2～	1	
		子どもの造形表現	子ども発達	1～	1	
		造形実践演習	子ども発達	2～	1	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○保育内容総論	子ども発達	1～	1	必修科目含め 8 単位以上
		○保育内容(健康)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(健康)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(人間関係)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(人間関係)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(環境)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(環境)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(言葉)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(言葉)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(表現-音楽)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(表現-音楽)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(表現-造形)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(表現-造形)Ⅱ	子ども発達	3～	1	
		○保育内容(表現-身体)Ⅰ	子ども発達	2～	1	
		保育内容(表現-身体)Ⅱ	子ども発達	3～	1	

(注) ○印科目：必修

3. 大学が独自に設定する科目

『大学が独自に設定する科目』は、「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「領域及び保育内容の指導法に関する科目」について、最低修得単位数を超えて修得した単位を充当します。(14 単位以上)

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科 目 名	年 次	期 間	教育実習(幼稚園)を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4 年次	—	【教育実習Ⅰ】 ①修得単位数 65 単位以上（2 年次秋期終了時点） ※ この条件を満たしていない学生は、実習指導担当教員等の面談を実施したうえで派遣の可否を検討します。 ②「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「子どもの歌と表現Ⅰ」「子どもの歌と表現Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。 ③「保育内容（〇〇）Ⅰ」のうち 2 科目(そのうち 1 科目は(表現-音楽)、(表現-造形)、(表現-身体)から選択)を修得済みであること。
教育実習Ⅰ	3 年次 または 4 年次	2 週間	④「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅱ	4 年次	2 週間	【教育実習Ⅱ】 「教育実習Ⅰ」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、読み替えを行なっている科目があります。以下の表にある読替科目を修得することにより、旧科目の単位修得とします。また、廃止された科目があります。

科目区分	読替科目	(単位数)	旧科目	(単位数)
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容(健康)	1	保育内容(健康)Ⅰ	1
	保育内容(人間関係)	1	保育内容(人間関係)Ⅰ	1
	保育内容(環境)	1	保育内容(環境)Ⅰ	1
	保育内容(言葉)	1	保育内容(言葉)Ⅰ	1
	【廃止】		保育内容(健康)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(人間関係)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(環境)Ⅱ	1
	【廃止】		保育内容(言葉)Ⅱ	1

＜専修免許状 | 令和6・7年度入学生＞

修得しなければならない単位数及び科目

大学が独自に設定する科目

免許法施行規則による科目区分	科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	子どもの言葉特論（幼稚園）	1	2	必修科目 2 単位含め 24 単位以上
	子どもの造形表現特論	1	2	
	子どもの音楽表現特論	1	2	
	子どもの環境特論	1	2	
	教材・環境開発演習	2	2	
	教育人間学特論※	1	2	
	子ども発達特論※	1	2	
	学習心理学特論※	1	2	
	発達障害支援特論※	1	2	
	子どもと家庭支援特論※	2	2	
	学校マネジメント特論※	2	2	
	多文化子ども教育特論	2	2	
	教育方法学特論※	1	2	
	○幼児教育実地研究	1	2	
	地域連携プロジェクト演習※	2	2	

（注1）○印科目：必修

（注2）※印科目：小学校免許課程を兼ねています

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、名称が変更されている科目があります。

科目区分	新科目名称	単位数	旧科目名称	単位数
大学が独自に設定する科目	幼児教育実地研究	2	幼稚園教育実践演習	2

<一種免許状 | 1 年次生(令和 7 年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（27 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	△教育原理 □教育基礎論	子ども発達 子ども発達	1～ 1～	2 2	【△印 2 科目】 または 【□印 1 科目】の どちらかを含め 2 単位以上 (注 4) 参照のこと
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法規 △教育社会学	子ども発達 子ども発達	3～ 3～	2 2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2	2 単位必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学 学習心理学	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 2～	2 2 2	必修科目含め 2 単位以上
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	2 単位必修
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		保育・教育課程論 教育課程論	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	どちらか 1 科目 選択必修 (注 5) 参照のこと
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	11 単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○教育実習指導（事前・事後）（幼小） ○教育実習Ⅰ（幼小） ○教育実習Ⅱ（幼小）	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 3～	1 2 2	5 単位必修
			保育・教職実践演習（幼小） 教職実践演習（小中高）	子ども発達 子ども発達	4 4	2 2	どちらか 1 科目 選択必修 (注 6) 参照のこと
	・教職実践演習	2					

備考 「教育基礎論」は、教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。）を含む。

(注 1) ○印科目：必修

(注 2) 四角で囲っている科目：幼稚園免許課程を兼ねています

(注 3) 網掛け科目：中学校・高等学校免許課程を兼ねています

(注 4) 原則として、保育士資格取得希望者は【□印 1 科目】を、中学校または高校教諭免許取得希望者は【△印 2 科目】を選択してください。

(注 5) 原則として、保育士資格または幼稚園教諭免許取得希望者は「保育・教育課程論」を、中学校または高校教諭免許取得希望者は「教育課程論」を選択してください。

(注 6) 保育士資格または幼稚園教諭免許取得希望者は「保育・教職実践演習（幼小）」を、中学校または高校教諭免許取得希望者は「教職実践演習（小中高）」を選択してください。

(注 7) 科目区分『教育実習』の科目には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.29 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目に関する科目（30 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語（書写を含む。）	国語	子ども発達	2～	2	10 単位以上 （国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 図画工作、体育 及び家庭のうち 1 科目以上含める）
	・社会	社会	子ども発達	3～	2	
	・算数	算数	子ども発達	2～	2	
	・理科	理科	子ども発達	3～	2	
	・生活	生活	子ども発達	3～	2	
	・音楽	音楽	子ども発達	1～	2	
		音楽実技Ⅰ	子ども発達	1～	1	
		音楽実技Ⅱ	子ども発達	1～	1	
	・図画工作	図画工作	子ども発達	1～	2	
	・家庭	家庭	子ども発達	1～	2	
(情報通信技術の活用を含む。)	・体育	体育	子ども発達	2～	2	20 単位必修 (注2)参照のこと
	・外国語	子ども英語	子ども発達	2～	2	
	・国語（書写を含む）	○初等教科教育法(国語)	子ども発達	2～	2	
	・社会	○初等教科教育法(社会)	子ども発達	2～	2	
	・算数	○初等教科教育法(算数)	子ども発達	2～	2	
	・理科	○初等教科教育法(理科)	子ども発達	3～	2	
	・生活	○初等教科教育法(生活)	子ども発達	2～	2	
	・音楽	○初等教科教育法(音楽)	子ども発達	2～	2	
	・図画工作	○初等教科教育法(図画工作)	子ども発達	3～	2	
	・家庭	○初等教科教育法(家庭)	子ども発達	3～	2	
	・体育	○初等教科教育法(体育)	子ども発達	3～	2	
	・外国語	○初等教科教育法(英語)	子ども発達	2～	2	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 「初等教科教育法(○○)」の配当年次について、幼児教育コースの学生はすべて「3～」。
(配当年次「2～」の「初等教科教育法(○○)」を2年次から履修できるのは、小学校教育コースの学生のみ)

3. 大学が独自に設定する科目（2 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(小学校)Ⅰ	子ども発達	1～	1	必修科目含め2単位以上
○教職基礎演習(小学校)Ⅱ	子ども発達	2～	1	
教職基礎演習(小学校)Ⅲ	子ども発達	3～	1	
教育インターンシップⅠ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅡ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅢ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅣ	子ども発達	1～	1	

(注) ○印科目：必修

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次(予定)	期間	教育実習（小学校）を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4年次	—	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。 【小学校教育コース】 ①「教育基礎論または教育原理」「教職概論」「保育・教育課程論または教育課程論」「教育心理学」「道徳の指導法」「教職基礎演習（小学校）Ⅰ」「教職基礎演習（小学校）Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。
教育実習Ⅰ	3年次 または 4年次	2週間	②「初等教科教育法(〇〇)」のうち5科目以上（そのうち国語、算数を含める）の単位を修得済みであること。 【幼児教育コース】 ①「教育基礎論または教育原理」「教職概論」「保育・教育課程論または教育課程論」「教育心理学」「道徳の指導法」「教職基礎演習（小学校）Ⅰ」「教職基礎演習（小学校）Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。
教育実習Ⅱ	3年次 または 4年次	2週間	②「初等教科教育法(〇〇)」のうち3科目以上（そのうち国語、算数を含める）の単位を修得済みであること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、「道徳の指導法」は除く。また、小学校教育コースの場合、「初等教科教育法（〇〇）」は2科目以上（国語、算数を含める）。幼児教育コースの場合、「初等教科教育法（〇〇）」は除く。

条件を満たしていなくても、1科目の単位をもって履修要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 2年次生(令和6年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（27 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	△教育原理 □教育基礎論	子ども発達 子ども発達	1～ 1～	2 2	【△印2科目】または 【□印1科目】のどちらかを含め 2単位以上 (注4)参照のこと
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法規 △教育社会学	子ども発達 子ども発達	3～ 3～	2 2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2	2単位必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学 学習心理学	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 2～	2 2 2	必修科目含め 2単位以上
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	2単位必修
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		保育・教育課程論 教育課程論	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	どちらか1科目 選択必修 (注5)参照のこと
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	11単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○教育実習指導（事前・事後）（幼小） ○教育実習Ⅰ（幼小） ○教育実習Ⅱ（幼小）	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 3～	1 2 2	5単位必修
	・教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼小） 教職実践演習（小中高）	子ども発達 子ども発達	4 4	2 2	どちらか1科目 選択必修 (注6)参照のこと

備考 「教育基礎論」は、教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。）を含む。

(注1) ○印科目：必修

(注2) 四角で囲っている科目：幼稚園免許課程を兼ねています

(注3) 網掛け科目：中学校・高等学校免許課程を兼ねています

(注4) 原則として、保育士資格取得希望者は【□印1科目】を、中学校または高校教諭免許取得希望者は【△印2科目】を選択してください。

(注5) 原則として、保育士資格または幼稚園教諭免許取得希望者は「保育・教育課程論」を、中学校または高校教諭免許取得希望者は「教育課程論」を選択してください。

(注6) 保育士資格または幼稚園教諭免許取得希望者は「保育・教職実践演習（幼小）」を、中学校または高校教諭免許取得希望者は「教職実践演習（小中高）」を選択してください。

(注7) 科目区分『教育実習』の科目には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.32を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目に関する科目（30 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語（書写を含む。）	国語	子ども発達	2～	2	10 単位以上 （国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 図画工作、体育 及び家庭のうち 1 科目以上含め る）
	・社会	社会	子ども発達	3～	2	
	・算数	算数	子ども発達	2～	2	
	・理科	理科	子ども発達	3～	2	
	・生活	生活	子ども発達	3～	2	
	・音楽	音楽	子ども発達	1～	2	
		音楽実技Ⅰ	子ども発達	1～	1	
		音楽実技Ⅱ	子ども発達	1～	1	
	・図画工作	図画工作	子ども発達	1～	2	
	・家庭	家庭	子ども発達	1～	2	
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	・国語（書写を含む）	○初等教科教育法(国語)	子ども発達	2～	2	20 単位必修 <u>(注 2) 参照のこと</u>
	・社会	○初等教科教育法(社会)	子ども発達	2～	2	
	・算数	○初等教科教育法(算数)	子ども発達	2～	2	
	・理科	○初等教科教育法(理科)	子ども発達	3～	2	
	・生活	○初等教科教育法(生活)	子ども発達	2～	2	
	・音楽	○初等教科教育法(音楽)	子ども発達	2～	2	
	・図画工作	○初等教科教育法(図画工作)	子ども発達	3～	2	
	・家庭	○初等教科教育法(家庭)	子ども発達	3～	2	
	・体育	○初等教科教育法(体育)	子ども発達	3～	2	
	・外国語	○初等教科教育法(英語)	子ども発達	2～	2	

（注 1）○印科目：必修

（注 2）「初等教科教育法（○○）」の配当年次について、幼児教育コースの学生はすべて「3～」。
（配当年次「2～」の「初等教科教育法（○○）」を2年次から履修できるのは、小学校教育コースの学生のみ）

3. 大学が独自に設定する科目（2 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(小学校)Ⅰ	子ども発達	1～	1	必修科目含め2単位以上
○教職基礎演習(小学校)Ⅱ	子ども発達	2～	1	
教職基礎演習(小学校)Ⅲ	子ども発達	3～	1	
教育インターンシップⅠ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅡ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅢ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅣ	子ども発達	1～	1	

（注）○印科目：必修

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次(予定)	期間	教育実習（小学校）を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4年次	—	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。 【小学校教育コース】 ①「教育基礎論または教育原理」「教職概論」「保育・教育課程論または教育課程論」「教育心理学」「道徳の指導法」「教職基礎演習（小学校）Ⅰ」「教職基礎演習（小学校）Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。
教育実習Ⅰ	3年次 または 4年次	2週間	②「初等教科教育法(〇〇)」のうち5科目以上（そのうち国語、算数を含める）の単位を修得済みであること。 【幼児教育コース】 ①「教育基礎論または教育原理」「教職概論」「保育・教育課程論または教育課程論」「教育心理学」「道徳の指導法」「教職基礎演習（小学校）Ⅰ」「教職基礎演習（小学校）Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。
教育実習Ⅱ	3年次 または 4年次	2週間	②「初等教科教育法(〇〇)」のうち3科目以上（そのうち国語、算数を含める）の単位を修得済みであること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、「道徳の指導法」は除く。また、小学校教育コースの場合、「初等教科教育法（〇〇）」は2科目以上（国語、算数を含める）。幼児教育コースの場合、「初等教科教育法（〇〇）」は除く。

条件を満たしていなくても、1科目の単位をもって履修要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 3年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（27 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	△教育原理 □教育基礎論	子ども発達 子ども発達	1～ 1～	2 2	【△印2科目】 または 【□印1科目】の どちらかを含め 2単位以上 (注4)参照のこと
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法規 △教育社会学	子ども発達 子ども発達	3～ 3～	2 2	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	2	2単位必修
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学 学習心理学	子ども発達 子ども発達 子ども発達	2～ 2～ 2～	2 2 2	必修科目含め 2単位以上
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	2単位必修
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		保育・教育課程論 教育課程論	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	どちらか1科目 選択必修 (注5)参照のこと
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	11単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○教育実習指導（事前・事後）（幼小） ○教育実習Ⅰ（幼小） ○教育実習Ⅱ（幼小）	子ども発達 子ども発達 子ども発達	3～ 3～ 3～	1 2 2	5単位必修
			保育・教職実践演習（幼小） 教職実践演習（小中高）	子ども発達 子ども発達	4 4	2 2	どちらか1科目 選択必修 (注6)参照のこと
	・教職実践演習	2					

備考 「教育基礎論」は、教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携および学校安全への対応を含む。）を含む。

(注1) ○印科目：必修

(注2) 四角で囲っている科目：幼稚園免許課程を兼ねています

(注3) 網掛け科目：中学校・高等学校免許課程を兼ねています

(注4) 原則として、保育士資格取得希望者は【□印1科目】を、中学校または高校教諭免許取得希望者は【△印2科目】を選択してください。

(注5) 原則として、保育士資格または幼稚園教諭免許取得希望者は「保育・教育課程論」を、中学校または高校教諭免許取得希望者は「教育課程論」を選択してください。

(注6) 保育士資格または幼稚園教諭免許取得希望者は「保育・教職実践演習（幼小）」を、中学校または高校教諭免許取得希望者は「教職実践演習（小中高）」を選択してください。

(注7) 科目区分『教育実習』の科目には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.35を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目に関する科目（30 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語（書写を含む。）	国語	子ども発達	2～	2	10 単位以上 （国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 図画工作、体育 及び家庭のうち 1 科目以上含め る）
	・社会	社会	子ども発達	3～	2	
	・算数	算数	子ども発達	2～	2	
	・理科	理科	子ども発達	3～	2	
	・生活	生活	子ども発達	3～	2	
	・音楽	音楽	子ども発達	1～	2	
		音楽実技Ⅰ	子ども発達	1～	1	
		音楽実技Ⅱ	子ども発達	1～	1	
	・図画工作	図画工作	子ども発達	1～	2	
	・家庭	家庭	子ども発達	1～	2	
(情報通信技術の活用を含む。)	・体育	体育	子ども発達	2～	2	20 単位必修 (注2)参照のこと
	・外国語	子ども英語	子ども発達	2～	2	
	・国語（書写を含む）	○初等教科教育法(国語)	子ども発達	2～	2	
	・社会	○初等教科教育法(社会)	子ども発達	2～	2	
	・算数	○初等教科教育法(算数)	子ども発達	2～	2	
	・理科	○初等教科教育法(理科)	子ども発達	3～	2	
	・生活	○初等教科教育法(生活)	子ども発達	2～	2	
	・音楽	○初等教科教育法(音楽)	子ども発達	2～	2	
	・図画工作	○初等教科教育法(図画工作)	子ども発達	3～	2	
	・家庭	○初等教科教育法(家庭)	子ども発達	3～	2	
	・体育	○初等教科教育法(体育)	子ども発達	3～	2	
	・外国語	○初等教科教育法(英語)	子ども発達	2～	2	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 「初等教科教育法(○○)」の配当年次について、幼児教育コースの学生はすべて「3～」。
(配当年次「2～」の「初等教科教育法(○○)」を2年次から履修できるのは、小学校教育コースの学生のみ)

3. 大学が独自に設定する科目（2 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(小学校)Ⅰ	子ども発達	1～	1	必修科目含め2単位以上
○教職基礎演習(小学校)Ⅱ	子ども発達	2～	1	
教職基礎演習(小学校)Ⅲ	子ども発達	3～	1	
教育インターンシップⅠ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅡ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅢ	子ども発達	1～	1	
教育インターンシップⅣ	子ども発達	1～	1	

(注) ○印科目：必修

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科目名	年次(予定)	期間	教育実習（小学校）を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4年次	—	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。 【小学校教育コース】 ①「教育基礎論または教育原理」「教職概論」「保育・教育課程論または教育課程論」「教育心理学」「道徳の指導法」「教職基礎演習（小学校）Ⅰ」「教職基礎演習（小学校）Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。
教育実習Ⅰ	3年次 または 4年次	2週間	②「初等教科教育法(〇〇)」のうち5科目以上（そのうち国語、算数を含める）の単位を修得済みであること。 【幼児教育コース】 ①「教育基礎論または教育原理」「教職概論」「保育・教育課程論または教育課程論」「教育心理学」「道徳の指導法」「教職基礎演習（小学校）Ⅰ」「教職基礎演習（小学校）Ⅱ」の単位をすべて修得済みであること。
教育実習Ⅱ	3年次 または 4年次	2週間	②「初等教科教育法(〇〇)」のうち3科目以上（そのうち国語、算数を含める）の単位を修得済みであること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、「道徳の指導法」は除く。また、小学校教育コースの場合、「初等教科教育法（〇〇）」は2科目以上（国語、算数を含める）。幼児教育コースの場合、「初等教科教育法（〇〇）」は除く。

条件を満たしていなくても、1科目の単位をもって履修要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 4年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（27 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単 位 数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 11 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育法規	子ども発達	3～	2	
			○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学	子ども発達	2～	1	
			発達心理学	子ども発達	2～	2	
	学習心理学		子ども発達	2～	2		
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2			
・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	○保育・教育課程論	子ども発達	2～	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	11 単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	・教育実習	5	○教育実習指導（事前・事後）	子ども発達	3～	1	5 単位必修
	・教職実践演習		○教育実習Ⅰ	子ども発達	3～	2	
			○教育実習Ⅱ	子ども発達	3～	2	
		・教職実践演習	2	○保育・教職実践演習（幼小）	子ども発達	4	2

（注1）○印科目：必修

（注2）四角で囲っている科目：幼稚園免許課程を兼ねています

（注3）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.28 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目に関する科目（30 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語（書写を含む。）	国語	子ども発達	2～	2	10 単位以上 （国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 図画工作、体育 及び家庭のうち 1 科目以上含め る）
	・社会	社会	子ども発達	3～	2	
	・算数	算数	子ども発達	2～	2	
	・理科	理科	子ども発達	3～	2	
	・生活	生活	子ども発達	3～	2	
	・音楽	音楽	子ども発達	1～	2	
		音楽実技Ⅰ	子ども発達	1～	1	
		音楽実技Ⅱ	子ども発達	1～	1	
	・図画工作	図画工作	子ども発達	1～	2	
	・家庭	家庭	子ども発達	1～	2	
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	・国語（書写を含む）	○初等教科教育法(国語)	子ども発達	3～	2	20 単位必修
	・社会	○初等教科教育法(社会)	子ども発達	3～	2	
	・算数	○初等教科教育法(算数)	子ども発達	3～	2	
	・理科	○初等教科教育法(理科)	子ども発達	3～	2	
	・生活	○初等教科教育法(生活)	子ども発達	3～	2	
	・音楽	○初等教科教育法(音楽)	子ども発達	3～	2	
	・図画工作	○初等教科教育法(図画工作)	子ども発達	3～	2	
	・家庭	○初等教科教育法(家庭)	子ども発達	3～	2	
	・体育	○初等教科教育法(体育)	子ども発達	3～	2	
	・外国語	○初等教科教育法(英語)	子ども発達	3～	2	

（注）○印科目：必修

3. 大学が独自に設定する科目（2 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(小学校)Ⅰ	子ども発達	1	1	必修科目含め2単位以上
○教職基礎演習(小学校)Ⅱ	子ども発達	2	1	
教職基礎演習(小学校)Ⅲ	子ども発達	3	1	

（注）○印科目：必修

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

科 目 名	年次(予定)	期 間	教育実習（小学校）を実施するための条件
教育実習指導(事前・事後)	3・4年次	—	「教職概論」「教育原理」「保育・教育課程論」「教育心理学」及び「初等教科教育法(〇〇)」10科目のうち2科目以上の単位を修得済みであり、「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席したうえ、派遣審査に合格した者。
教育実習Ⅰ	3年次 または 4年次	2週間	
教育実習Ⅱ	3年次 または 4年次	2週間	

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。(3年次開講科目である「初等教科教育法〇〇」は除く。)

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。(「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある)。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<専修免許状（令和6・7年度入学生）>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則による科目区分	科目名	配当年次	単位数	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	子どもの言葉特論（小学校）	1	2	必修科目2単位含め 24単位以上
	子どもの数・図形概念特論	1	2	
	子どもの科学認識特論	1	2	
	教育メディア特論	2	2	
	カリキュラム開発特論	1	2	
	教育実践研究特論	1	2	
	教育人間学特論※	1	2	
	子ども発達特論※	1	2	
	学習心理学特論※	1	2	
	発達障害支援特論※	1	2	
	子どもと家庭支援特論※	2	2	
	学校マネジメント特論※	2	2	
	子どもと道徳特論	1	2	
	教育方法学特論※	1	2	
	○小学校授業実地研究	1	2	
	いじめ・自殺・不登校問題演習	2	2	
	地域連携プロジェクト演習※	2	2	

（注1）○印科目：必修

（注2）※印科目：小学校免許課程を兼ねています

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、名称が変更されている科目があります。

科目区分	新科目名称	単位数	旧科目名称	単位数
大学が独自に設定する科目	小学校授業実地研究	2	小学校授業実践演習	2

<一種免許状 | 1 年次生(令和 7 年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	中免のみ（注 3）
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	9 単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	1 2 2	中免：5 単位必修 高免：3 単位必修 （注 3）参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	2	2 単位必修

（注 1）○印科目：必修

（注 2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注 3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注 4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注 5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修（実施）するための手続きや条件があります。P.42 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	○日本語学（概論）	人間文化	1～	2	必修科目含め 16 単位以上
		○日本語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○日本語の運用	全学共通	1～	2	
		文章作成法	全学共通	1～	2	
		○言語学	全学共通	1～	2	
		日本語の文法	人間文化	1～	2	
	・国文学 (国文学史を含む)	○日本文学入門	全学共通	1～	2	
		○日本文学史概論（古典）	人間文化	1～	2	
		○日本文学史概論（近現代）	人間文化	1～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学特論（古典）	人間文化	3～	2	
		日本文学特論（近現代）	人間文化	3～	2	
	・漢文学	中国古典文学 日本漢文学	人間文化 人間文化	2～ 2～	2 2	どちらか 1 科目 選択必修
	・書道(書写を中心とする)	○書道	人間文化	2～	2	中免のみ(注2)
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○国語科教育法Ⅰ ○国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ	中高教職 中高教職 中高教職 中高教職	2～ 2～ 2～ 2～	2 2 2 2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修

(注1) ○印科目：必修

(注2) 「書道」は高校免許課程の単位に含まれません。

(注3) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 (中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間 以上	②「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数(卒業要件外科目を含む)を 100 単位以上修得していること。

＜「教育実習指導(事前・事後)」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導(事前・事後)」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること(3年次開講科目は除く)。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある(「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2科目まで認める場合がある)。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 2年次生(令和6年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	中免のみ（注3） 9 単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5	○教育実習指導（事前・事後）（中高）	中高教職	3～	1	中免：5 単位必修 高免：3 単位必修 （注3）参照のこと
		高 3	○教育実習Ⅰ（中高）	中高教職	4	2	
		高 3	○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職	4	2	
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	2	2 単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.45 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	○日本語学（概論）	人間文化	1～	2	必修科目含め 16 単位以上
		○日本語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○日本語の運用	全学共通	1～	2	
		文章作成法	全学共通	1～	2	
		○言語学	全学共通	1～	2	
		日本語の文法	人間文化	1～	2	
	・国文学 (国文学史を含む)	○日本文学入門	全学共通	1～	2	
		○日本文学史概論（古典）	人間文化	1～	2	
		○日本文学史概論（近現代）	人間文化	1～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学特論（古典）	人間文化	3～	2	
		日本文学特論（近現代）	人間文化	3～	2	
	・漢文学	中国古典文学 日本漢文学	人間文化 人間文化	2～ 2～	2 2	どちらか 1 科目 選択必修
	・書道(書写を中心とする)	○書道	人間文化	2～	2	中免のみ（注2）
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○国語科教育法Ⅰ ○国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ	中高教職 中高教職 中高教職 中高教職	2～ 2～ 2～ 2～	2 2 2 2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）「書道」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注3）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 (中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間 以上	②「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数(卒業要件外科目を含む)を 100 単位以上修得していること。

＜「教育実習指導(事前・事後)」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導(事前・事後)」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある(「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある)。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 3年次生(令和5年度入学生) ・ 令和7年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	中免のみ（注3） 9 単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	中免：5 単位必修 高免：3 単位必修 （注3）参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.48 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	○日本語学（概論）	人間文化	1～	2	必修科目含め 16 単位以上
		○日本語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○日本語の運用	全学共通	1～	2	
		文章作成法	全学共通	1～	2	
		○言語学	全学共通	1～	2	
		日本語の文法	人間文化	1～	2	
	・国文学 (国文学史を含む)	○日本文学入門	全学共通	1～	2	
		○日本文学史概論（古典）	人間文化	1～	2	
		○日本文学史概論（近現代）	人間文化	1～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学特論（古典）	人間文化	3～	2	
		日本文学特論（近現代）	人間文化	3～	2	
	・漢文学	中国古典文学 日本漢文学	人間文化 人間文化	2～ 2～	2 2	どちらか 1 科目 選択必修
	・書道(書写を中心とする)	○書道	人間文化	2～	2	中免のみ（注2）
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○国語科教育法Ⅰ ○国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ	中高教職 中高教職 中高教職 中高教職	2～ 2～ 2～ 2～	2 2 2 2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）「書道」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注3）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 (中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習（中高）Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間 以上	②「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を 100 単位以上修得していること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 4年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等(中免:27単位以上、高免:23単位以上)

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	子ども発達	2～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	人間文化 人間文化	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10 高8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	中免のみ(注2)
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	9単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術(ICT活用を含む)	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	中5 高3	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	1 2 2	中免:5単位必修 高免:3単位必修 (注2)参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	中高教職	4	2	2単位必修

(注1) ○印科目:必修

(注2) 「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

(注3) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

(注4) 「教育実習指導(事前・事後)」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.51を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	○日本語学（概論）	人間文化	1～	2	必修科目含め 16 単位以上
		○日本語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○日本語の運用	全学共通	1～	2	
		文章作成法	全学共通	1～	2	
		○言語学	全学共通	1～	2	
		日本語の文法	人間文化	1～	2	
	・国文学 (国文学史を含む)	○日本文学入門	全学共通	1～	2	
		○日本文学史概論（古典）	人間文化	1～	2	
		○日本文学史概論（近現代）	人間文化	1～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（古典）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅰ	人間文化	2～	2	
		日本文学講読（近現代）Ⅱ	人間文化	2～	2	
		日本文学特論（古典）	人間文化	3～	2	
		日本文学特論（近現代）	人間文化	3～	2	
	・漢文学	中国古典文学 日本漢文学	人間文化 人間文化	2～ 2～	2 2	どちらか 1 科目 選択必修
	・書道(書写を中心とする)	○書道	人間文化	2～	2	中免のみ（注 2）
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○国語科教育法Ⅰ ○国語科教育法Ⅱ 国語科教育法Ⅲ 国語科教育法Ⅳ	中高教職 中高教職 中高教職 中高教職	2～ 2～ 2～ 2～	2 2 2 2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修

（注 1）○印科目：必修

（注 2）「書道」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注 3）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 (中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

（注 1）○印科目：必修

（注 2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習（中高）Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間 以上	②「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を 100 単位以上修得していること。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 1 年次生(令和7年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設 区分	配当 年次	単 位 数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	
・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達		3～	1	
・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達		3～	2	
・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達		3～	2	
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達		2～	2	
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達		3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	1 2 2	中免：5 単位必修 高免：3 単位必修 （注3）参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	2	

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修（実施）するための手続きや条件があります。P.55 を参照してください。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

【中学校教諭一種免許状（社会）】（28 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	最低修得単位数	
教科に関する専門的事項	・日本史及び外国史	○日本史概説	人間文化	1～	2	必修科目含め 20 単位以上	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2		
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2		
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2		
		日本思想史	人間文化	2～	2		
		○西洋史概説	人間文化	1～	2		
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		西洋思想史	人間文化	2～	2		
		○東洋史概説	人間文化	1～	2		
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅲ	人間文化	3～	2		
		東洋思想史	人間文化	2～	2		
	・地理学 (地誌を含む)	○人文地理学	人間文化	2～	2	「法学」又は 「政治学」の どちらか 1 科 目選択必修	
		○自然地理学	人間文化	2～	2		
		○地誌学	人間文化	3～	2		
	・「法学、政治学」	法学	経済経営	1～	2		
		政治学	全学共通	2～	2		
		民法	全学共通	2～	2		
	・「社会学、経済学」	○社会学Ⅰ	全学共通	1～	2		
		○社会学Ⅱ	全学共通	1～	2		
		ジェンダー学	全学共通	1～	2		
		家族論Ⅰ	人間文化	2～	2		
		家族論Ⅱ	人間文化	2～	2		
経済学入門		全学共通	1～	2			
経済学総論		経済経営	1	2			
・「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	人間文化	1～	2	どちらか 1 科 目選択必修		
	倫理学概論	人間文化	1～	2			
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	8 単位必修		
	○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			

【高等学校教諭一種免許状（地理歴史）】（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・日本史	○日本史学入門	全学共通	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		○日本史概説	人間文化	1～	2	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2	
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2	
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2	
		日本思想史	人間文化	2～	2	
	・外国史	○西洋史学入門	全学共通	1～	2	
		○西洋史概説	人間文化	1～	2	
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2	
		西洋思想史	人間文化	2～	2	
		○東洋史概説	人間文化	1～	2	
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
		東洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2	
	・人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	人間文化	2～	2	
		○自然地理学	人間文化	2～	2	
	・地誌	○地誌学	人間文化	3～	2	
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

（注 1）○印科目：必修

（注 2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4単位以上、高免：12単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修2単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては2単位以上、高等学校一種免許状においては10単位以上を修得 (中免：計4単位以上、高免：計12単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習（中高）Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」の単位を全て修得済みであること。 ただし、高校のみを取得する学生は、「社会科・公民科教育法Ⅰ」の代わりに「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」の単位を修得すること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を 100 単位以上修得していること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間 以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること（3年次開講科目は除く）。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 2年次生(令和6年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			開設 区分	配当 年次	単 位 数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	中免のみ（注3） 9 単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	中免：5 単位必修 高免：3 単位必修 （注3）参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修（実施）するための手続きや条件があります。P.59 を参照してください。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

【中学校教諭一種免許状（社会）】（28 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	最低修得単位数	
教科に関する専門的事項	・日本史及び外国史	○日本史概説	人間文化	1～	2	必修科目含め 20 単位以上	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2		
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2		
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2		
		日本思想史	人間文化	2～	2		
		○西洋史概説	人間文化	1～	2		
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		西洋思想史	人間文化	2～	2		
		○東洋史概説	人間文化	1～	2		
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅲ	人間文化	3～	2		
		東洋思想史	人間文化	2～	2		
	・地理学 (地誌を含む)	○人文地理学	人間文化	2～	2	「法学」又は 「政治学」の どちらか 1 科 目選択必修	
		○自然地理学	人間文化	2～	2		
		○地誌学	人間文化	3～	2		
	・「法学、政治学」	法学	経済経営	1～	2		
		政治学	全学共通	2～	2		
		民法	全学共通	2～	2		
	・「社会学、経済学」	○社会学Ⅰ	全学共通	1～	2		
		○社会学Ⅱ	全学共通	1～	2		
		ジェンダー学	全学共通	1～	2		
		家族論Ⅰ	人間文化	2～	2		
家族論Ⅱ		人間文化	2～	2			
経済学入門		全学共通	1～	2			
経済学総論		経済経営	1	2			
・「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	人間文化	1～	2	どちらか 1 科 目選択必修		
	倫理学概論	人間文化	1～	2			
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	8 単位必修		
	○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			

【高等学校教諭一種免許状（地理歴史）】（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・日本史	○日本史学入門	全学共通	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		○日本史概説	人間文化	1～	2	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2	
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2	
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2	
		日本思想史	人間文化	2～	2	
	・外国史	○西洋史学入門	全学共通	1～	2	
		○西洋史概説	人間文化	1～	2	
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2	
		西洋思想史	人間文化	2～	2	
		○東洋史概説	人間文化	1～	2	
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
	・人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	人間文化	2～	2	
		○自然地理学	人間文化	2～	2	
	・地誌	○地誌学	人間文化	3～	2	
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

（注 1）○印科目：必修

（注 2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4単位以上、高免：12単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修2単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては2単位以上、高等学校一種免許状においては10単位以上を修得 (中免：計4単位以上、高免：計12単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」の単位を全て修得済みであること。 ただし、高校のみを取得する学生は、「社会科・公民科教育法Ⅰ」の代わりに「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」の単位を修得すること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数(卒業要件外科目を含む)を100 単位以上修得していること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 3年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			開設 区分	配当 年次	単 位 数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	中免のみ（注3）
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	9 単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	中免：5 単位必修 高免：3 単位必修 （注3）参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	2 単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.63 を参照してください。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

【中学校教諭一種免許状（社会）】（28 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	最低修得単位数	
教科に関する専門的事項	・日本史及び外国史	○日本史概説	人間文化	1～	2	必修科目含め 20 単位以上	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2		
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2		
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2		
		日本思想史	人間文化	2～	2		
		○西洋史概説	人間文化	1～	2		
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		西洋思想史	人間文化	2～	2		
		○東洋史概説	人間文化	1～	2		
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅲ	人間文化	3～	2		
		東洋思想史	人間文化	2～	2		
	・地理学 (地誌を含む)	○人文地理学	人間文化	2～	2	「法学」又は 「政治学」の どちらか 1 科 目選択必修	
		○自然地理学	人間文化	2～	2		
		○地誌学	人間文化	3～	2		
	・「法学、政治学」	法学	経済経営	1～	2		
		政治学	全学共通	2～	2		
		民法	全学共通	2～	2		
	・「社会学、経済学」	○社会学Ⅰ	全学共通	1～	2		
		○社会学Ⅱ	全学共通	1～	2		
		ジェンダー学	全学共通	1～	2		
		家族論Ⅰ	人間文化	2～	2		
家族論Ⅱ		人間文化	2～	2			
経済学入門		全学共通	1～	2			
経済学総論		経済経営	1	2			
・「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	人間文化	1～	2	どちらか 1 科 目選択必修		
	倫理学概論	人間文化	1～	2			
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	8 単位必修		
	○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			

【高等学校教諭一種免許状（地理歴史）】（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・日本史	○日本史学入門	全学共通	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		○日本史概説	人間文化	1～	2	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2	
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2	
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2	
		日本思想史	人間文化	2～	2	
	・外国史	○西洋史学入門	全学共通	1～	2	
		○西洋史概説	人間文化	1～	2	
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2	
		西洋思想史	人間文化	2～	2	
		○東洋史概説	人間文化	1～	2	
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
	・人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	人間文化	2～	2	
		○自然地理学	人間文化	2～	2	
	・地誌	○地誌学	人間文化	3～	2	
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

（注 1）○印科目：必修

（注 2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4単位以上、高免：12単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修2単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては2単位以上、高等学校一種免許状においては10単位以上を修得 (中免：計4単位以上、高免：計12単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習（中高）Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」の単位を全て修得済みであること。 ただし、高校のみを取得する学生は、「社会科・公民科教育法Ⅰ」の代わりに「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」の単位を修得すること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を100 単位以上修得していること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 4年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27単位以上、高免：23単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	必修科目含め 12単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	人間文化 人間文化	2～ 2～	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	中免のみ（注2）
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	9単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT活用を含む）	子ども発達	3～	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後） ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	中免：5単位必修 高免：3単位必修 （注2）参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（中高）	中高教職	4	2単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注3）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

（注4）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修（実施）するための手続きや条件があります。P.67を参照してください。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

【中学校教諭一種免許状（社会）】（28 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	最低修得単位数	
教科に関する専門的事項	・日本史及び外国史	○日本史概説	人間文化	1～	2	必修科目含め 20 単位以上	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2		
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2		
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2		
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2		
		日本思想史	人間文化	2～	2		
		○西洋史概説	人間文化	1～	2		
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		西洋思想史	人間文化	2～	2		
		○東洋史概説	人間文化	1～	2		
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2		
		東洋史特論Ⅲ	人間文化	3～	2		
		東洋思想史	人間文化	2～	2		
	・地理学 (地誌を含む)	○人文地理学	人間文化	2～	2	「法学」又は 「政治学」の どちらか 1 科 目選択必修	
		○自然地理学	人間文化	2～	2		
		○地誌学	人間文化	3～	2		
	・「法学、政治学」	法学	経済経営	1～	2		
		政治学	全学共通	2～	2		
		民法	全学共通	2～	2		
	・「社会学、経済学」	○社会学Ⅰ	全学共通	1～	2		
		○社会学Ⅱ	全学共通	1～	2		
		ジェンダー学	全学共通	1～	2		
		家族論Ⅰ	人間文化	2～	2		
家族論Ⅱ		人間文化	2～	2			
経済学入門		全学共通	1～	2			
経済学総論		経済経営	1	2			
・「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	人間文化	1～	2	どちらか 1 科 目選択必修		
	倫理学概論	人間文化	1～	2			
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	8 単位必修		
	○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2			
	○社会科・公民科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2			

【高等学校教諭一種免許状（地理歴史）】（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・日本史	○日本史学入門	全学共通	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		○日本史概説	人間文化	1～	2	
		日本史資料講読（古代・中世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近世）	人間文化	2～	2	
		日本史資料講読（近現代）	人間文化	2～	2	
		日本史特論（近世以前）	人間文化	3～	2	
		日本史特論（明治以降）	人間文化	3～	2	
		日本思想史	人間文化	2～	2	
	・外国史	○西洋史学入門	全学共通	1～	2	
		○西洋史概説	人間文化	1～	2	
		西洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
		西洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2	
		西洋思想史	人間文化	2～	2	
		○東洋史概説	人間文化	1～	2	
		東洋史特論Ⅰ	人間文化	3～	2	
	・人文地理学及び自然地理学	東洋史特論Ⅱ	人間文化	3～	2	
		東洋史特論Ⅲ	人間文化	3～	2	
		東洋思想史	人間文化	2～	2	
	・地誌	○人文地理学	人間文化	2～	2	
		○自然地理学	人間文化	2～	2	
	・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○地誌学	人間文化	3～	2	
		○社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

（注 1）○印科目：必修

（注 2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4単位以上、高免：12単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修2単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては2単位以上、高等学校一種免許状においては10単位以上を修得 (中免：計4単位以上、高免：計12単位以上)
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習（中高）Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」の単位を全て修得済みであること。 ただし、高校のみを取得する学生は、「社会科・公民科教育法Ⅰ」の代わりに「社会科・地理歴史科教育法Ⅱ」の単位を修得すること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を100 単位以上修得していること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 1 年次生(令和7年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設 区分	配当 年次	単 位 数	履修方法	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数						
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12 単位以上	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2		
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2		
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		・道徳の理論及び指導法	中10 高8	○道徳の指導法	子ども発達		3～
・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達		3～	1		
・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達		3～	2		
・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達		3～	2		
・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達		2～	2		
・生徒指導の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達		3～	2		
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法								
教育実践に関する科目		・教育実習	中5 高3		○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	1 2 2
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	2	2 単位必修	

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修（実施）するための手続きや条件があります。P.70 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・英語学	○英語Ⅰ	全学共通	1～	1	必修科目含め 20 単位以上
		○英語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		○英語学（概論）	人間文化	1～	2	
		英語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○英語音声学	人間文化	2～	2	
		英語学特論（文法論）	人間文化	2～	2	
		英語学特論（意味論・語用論）	人間文化	2～	2	
		英語史	人間文化	3～	2	
・英語文学	・英語文学	○英語圏文学入門	全学共通	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		英語圏文学概論	人間文化	1～	2	
		英語圏文学講読	人間文化	2～	2	
		英語圏文学特論	人間文化	3～	2	
		○英語コミュニケーション	人間文化	3～	2	
		○英語圏文化概論	人間文化	1～	2	
		地域文化論Ⅲ	人間文化	2～	2	
		・異文化理解				
・各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		○英語科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修
		○英語科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	
		英語科教育法Ⅲ	中高教職	2～	2	
		英語科教育法Ⅳ	中高教職	2～	2	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 （中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上）
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習（中高）Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間 以上	②「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間 以上	③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を 100 単位以上修得していること。

<「教育実習指導（事前・事後）」について>

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること（3年次開講科目は除く）。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 2年次生(令和6年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			開設 区分	配当 年次	単 位 数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10	○道徳の指導法	子ども発達	3～	中免のみ（注3）
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	9 単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	高 8	○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	
	・生徒指導の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	中免：5 単位必修 高免：3 単位必修 （注3）参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	2 単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.73 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・英語学	○英語Ⅰ	全学共通	1～	1	必修科目含め 20 単位以上
		○英語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		○英語学（概論）	人間文化	1～	2	
		英語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○英語音声学	人間文化	2～	2	
		英語学特論（文法論）	人間文化	2～	2	
		英語学特論（意味論・語用論）	人間文化	2～	2	
		英語史	人間文化	3～	2	
・英語文学	・英語文学	○英語圏文学入門	全学共通	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		英語圏文学概論	人間文化	1～	2	
		英語圏文学講読	人間文化	2～	2	
		英語圏文学特論	人間文化	3～	2	
		○英語コミュニケーション	人間文化	3～	2	
		○英語圏文化概論	人間文化	1～	2	
		地域文化論Ⅲ	人間文化	2～	2	
		・異文化理解				
・各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		○英語科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修
		○英語科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	
		英語科教育法Ⅲ	中高教職	2～	2	
		英語科教育法Ⅳ	中高教職	2～	2	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 （中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上）
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数(卒業要件外科目を含む)を100単位以上修得していること。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間以上	
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	

＜「教育実習指導(事前・事後)」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導(事前・事後)」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある(「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある)。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 3年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（中免：27 単位以上、高免：23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学	子ども発達	2～	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	2～	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	3～	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○道徳の指導法	子ども発達	2～	2
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	
教育実践に関する科目	・教育実習	中 5 高 3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高） ○教育実習Ⅱ（中高）	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	1 2 2
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	子ども発達	4	2

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程を兼ねています

（注3）「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

（注4）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注5）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.76 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・英語学	○英語Ⅰ	全学共通	1～	1	必修科目含め 20 単位以上
		○英語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		○英語学（概論）	人間文化	1～	2	
		英語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○英語音声学	人間文化	2～	2	
		英語学特論（文法論）	人間文化	2～	2	
		英語学特論（意味論・語用論）	人間文化	2～	2	
		英語史	人間文化	3～	2	
	・英語文学	○英語圏文学入門	全学共通	1～	2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修
		英語圏文学概論	人間文化	1～	2	
		英語圏文学講読	人間文化	2～	2	
		英語圏文学特論	人間文化	3～	2	
	・英語コミュニケーション	○英語コミュニケーション	人間文化	3～	2	
	・異文化理解	○英語圏文化概論	人間文化	1～	2	
		地域文化論Ⅲ	人間文化	2～	2	
	・各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	○英語科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	
		○英語科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	
		英語科教育法Ⅲ	中高教職	2～	2	
		英語科教育法Ⅳ	中高教職	2～	2	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 （中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上）
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間以上	①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数(卒業要件外科目を含む)を100単位以上修得していること。

＜「教育実習指導(事前・事後)」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導(事前・事後)」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある(「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある)。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 4年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等(中免:27単位以上、高免:23単位以上)

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	子ども発達	2～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	人間文化 人間文化	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	中10 高8	○道徳の指導法	子ども発達	3～	2	中免のみ(注2) 9単位必修
	・総合的な学習の時間の指導法		○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術(ICT活用を含む)	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	子ども発達	3～	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	中5 高3	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習Ⅰ ○教育実習Ⅱ	中高教職 中高教職 中高教職	3～ 4 4	1 2 2	中免:5単位必修 高免:3単位必修 (注2)参照のこと
	・教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	中高教職	4	2	

(注1) ○印科目:必修

(注2) 「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

(注3) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

(注4) 「教育実習指導(事前・事後)」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.79を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（中免：28 単位以上、高免：24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・英語学	○英語Ⅰ	全学共通	1～	1	必修科目含め 20 単位以上
		○英語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		○英語学（概論）	人間文化	1～	2	
		英語学（各論）	人間文化	2～	2	
		○英語音声学	人間文化	2～	2	
		英語学特論（文法論）	人間文化	2～	2	
		英語学特論（意味論・語用論）	人間文化	2～	2	
		英語史	人間文化	3～	2	
・英語文学	・英語文学	○英語圏文学入門	全学共通	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		英語圏文学概論	人間文化	1～	2	
		英語圏文学講読	人間文化	2～	2	
		英語圏文学特論	人間文化	3～	2	
		○英語コミュニケーション	人間文化	3～	2	
		○英語圏文化概論	人間文化	1～	2	
		地域文化論Ⅲ	人間文化	2～	2	
		○英語科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	
・各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		○英語科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	中免：8 単位必修 高免：4 単位必修
		英語科教育法Ⅲ	中高教職	2～	2	
		英語科教育法Ⅳ	中高教職	2～	2	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（中免：4 単位以上、高免：12 単位以上）

科目名	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
○教職基礎演習(中高)Ⅰ	中高教職	1	1	左記必修 2 単位及び最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、中学校教諭一種免許状においては 2 単位以上、高等学校一種免許状においては 10 単位以上を修得 （中免：計 4 単位以上、高免：計 12 単位以上）
○教職基礎演習(中高)Ⅱ	中高教職	2	1	

（注1）○印科目：必修

（注2）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
	○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
	英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
	フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

（注）○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
中学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	「教育実習指導(事前・事後)」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間以上	①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。
中学校教諭一種免許状と 高等学校教諭一種免許状 を同時に取得	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰと教育実習Ⅱ	3～4 年次 4 年次	3週間以上	③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数(卒業要件外科目を含む)を100単位以上修得していること。

＜「教育実習指導(事前・事後)」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導(事前・事後)」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導(事前・事後)」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある(「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある)。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 1 年次生(令和 7 年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導法	8	○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	9 単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	・教育実習	3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高）	中高教職 中高教職	3～ 4	1 2	3 単位必修
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	中高教職	4	2	2 単位必修

（注 1）○印科目：必修

（注 2）網掛け科目：小学校免許課程・中学校免許課程を兼ねています

（注 3）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注 4）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.82 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・ 商業の関係科目	○経済学	経済経営	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		ミクロ経済学	経済経営	2～	2	
		マクロ経済学	経済経営	2～	2	
		金融論	経済経営	1～	2	
		○経営学総論	経済経営	1～	2	
		企業論	経済経営	2～	2	
		国際経営論	経済経営	3～	2	
		マーケティング論	経済経営	2～	2	
		人的資源管理	経済経営	3～	2	
		経営財務論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		○初級簿記	経済経営	1～	2	
		○会計学総論	経済経営	1～	2	
		財務諸表論Ⅰ	経済経営	1～	2	
		原価計算論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		管理会計論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		税務会計論	経済経営	2～	2	
		国際会計論	経済経営	2～	2	
		租税法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅱ	経済経営	2～	2	
	・ 職業指導	○職業指導	経済経営	3～	2	
・ 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○商業科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○商業科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（12 単位以上）

『大学が独自に設定する科目』は、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」を充当します。（12 単位以上）

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・ 日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・ 体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・ 外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ)	全学共通	1～	1	2 単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・ 情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。

取得希望免許種	科 目 名	年 次	期 間	実習を実施するための条件
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4 年次 4 年次	2週間 以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習（中高）Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「商業科教育法Ⅰ」「商業科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を 100 単位以上修得していること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること（3年次開講科目は除く）。

ただし、1 科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある（「教職基礎演習Ⅰ」または「教職基礎演習Ⅱ」未修得の場合に限り、2 科目まで認める場合がある）。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相応の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

<一種免許状 | 2年次生(令和6年度入学生)>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	1～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導法	8	○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	9 単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	・教育実習	3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高）	中高教職 中高教職	3～ 4	1 2	3 単位必修
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	中高教職	4	2	2 単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程・中学校免許課程を兼ねています

（注3）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注4）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.85 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・商業の関係科目	○経済学	経済経営	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		ミクロ経済学	経済経営	2～	2	
		マクロ経済学	経済経営	2～	2	
		金融論	経済経営	1～	2	
		○経営学総論	経済経営	1～	2	
		企業論	経済経営	2～	2	
		国際経営論	経済経営	3～	2	
		マーケティング論	経済経営	2～	2	
		人的資源管理	経済経営	3～	2	
		経営財務論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		○初級簿記	経済経営	1～	2	
		○会計学総論	経済経営	1～	2	
		財務諸表論Ⅰ	経済経営	1～	2	
		原価計算論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		管理会計論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		税務会計論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		国際会計論	経済経営	2～	2	
		租税法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅱ	経済経営	2～	2	
	・職業指導	○職業指導	経済経営	3～	2	
・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○商業科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○商業科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（12 単位以上）

『大学が独自に設定する科目』は、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」を充当します。（12 単位以上）

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ)	全学共通	1～	1	2 単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。（※教育実習実施までに、卒業要件単位を100単位以上修得していることが望ましい。）

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4年次 4年次	2週間以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「商業科教育法Ⅰ」「商業科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を100単位以上修得していること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相應の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相應の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、読み替えを行なっている科目があります。以下の表にある読替科目を修得することにより、旧科目の単位修得とします。

科目区分	読替科目	単位数	旧科目	単位数
教科に関する専門的事項	税務会計論	2	税務会計論Ⅰ	2

<一種免許状 | 3年次生(令和5年度入学生)・令和7年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等（23 単位以上）

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	必修科目含め 12 単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教職概論	子ども発達	2～	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教育社会学	子ども発達	3～	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	子ども発達 子ども発達	2～ 2～	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○教育課程論	子ども発達	2～	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導法	8	○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	9 単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術（ICT 活用を含む）	子ども発達	3～	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・教育実習	3	○教育実習指導（事前・事後）（中高） ○教育実習Ⅰ（中高）	中高教職 中高教職	3～ 4	3 単位必修
	・教職実践演習	2	○教職実践演習（小中高）	中高教職	4	2 単位必修

（注1）○印科目：必修

（注2）網掛け科目：小学校免許課程・中学校免許課程を兼ねています

（注3）開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

（注4）「教育実習指導（事前・事後）」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.88 を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・ 商業の関係科目	○経済学	経済経営	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		ミクロ経済学	経済経営	2～	2	
		マクロ経済学	経済経営	2～	2	
		金融論	経済経営	1～	2	
		○経営学総論	経済経営	1～	2	
		企業論	経済経営	2～	2	
		国際経営論	経済経営	3～	2	
		マーケティング論	経済経営	2～	2	
		人的資源管理	経済経営	3～	2	
		経営財務論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		○初級簿記	経済経営	1～	2	
		○会計学総論	経済経営	1～	2	
		財務諸表論Ⅰ	経済経営	1～	2	
		原価計算論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		管理会計論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		税務会計論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		国際会計論	経済経営	2～	2	
		租税法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅱ	経済経営	2～	2	
	・ 職業指導	○職業指導	経済経営	3～	2	
・ 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○商業科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○商業科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（12 単位以上）

『大学が独自に設定する科目』は、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」を充当します。（12 単位以上）

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・ 日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・ 体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・ 外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ)	全学共通	1～	1	2 単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・ 情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。（※教育実習実施までに、卒業要件単位を100単位以上修得していることが望ましい。）

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4年次 4年次	2週間以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「商業科教育法Ⅰ」「商業科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を100単位以上修得していること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相應の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相應の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、読み替えを行なっている科目があります。以下の表にある読替科目を修得することにより、旧科目の単位修得とします。

科目区分	読替科目	単位数	旧科目	単位数
教科に関する専門的事項	税務会計論	2	税務会計論Ⅰ	2

<一種免許状 | 4年次生(令和4年度入学生)・令和6年度編入学生>

修得しなければならない単位数及び科目

1. 教育の基礎的理解に関する科目等(23単位以上)

免許法施行規則による科目区分・最低修得単位数			本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数					
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○教育原理	子ども発達	1～	2	必修科目含め 12単位以上
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職概論	子ども発達	2～	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		○教育社会学	子ども発達	3～	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育心理学 発達心理学	人間文化 人間文化	2～ 2～	2 2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援	子ども発達	3～	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		○教育課程論	子ども発達	2～	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・総合的な学習の時間の指導法	8	○総合的な学習の時間の指導法	子ども発達	3～	1	9単位必修
	・特別活動の指導法		○特別活動の指導法	子ども発達	3～	2	
	・教育の方法及び技術		○教育の方法と技術(ICT活用を含む)	子ども発達	3～	2	
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法		○生徒・進路指導論	子ども発達	2～	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	・教育実習	3	○教育実習指導(事前・事後) ○教育実習Ⅰ	中高教職 中高教職	3～ 4	1 2	3単位必修
	・教職実践演習	2	○教職実践演習(中高)	中高教職	4	2	2単位必修

(注1) ○印科目：必修

(注2) 「道徳の指導法」、「教育実習Ⅱ」は高校免許課程の単位に含まれません。

(注3) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数124単位に含まれません。

(注4) 「教育実習指導(事前・事後)」、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」には履修(実施)するための手続きや条件があります。P.91を参照してください。

2. 教科及び教科の指導法に関する科目（24 単位以上）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
教科に関する専門的事項	・ 商業の関係科目	○経済学	経済経営	1～	2	必修科目含め 20 単位以上
		ミクロ経済学	経済経営	2～	2	
		マクロ経済学	経済経営	2～	2	
		金融論	経済経営	1～	2	
		○経営学総論	経済経営	1～	2	
		企業論	経済経営	2～	2	
		国際経営論	経済経営	3～	2	
		マーケティング論	経済経営	2～	2	
		人的資源管理	経済経営	3～	2	
		経営財務論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		○初級簿記	経済経営	1～	2	
		○会計学総論	経済経営	1～	2	
		財務諸表論Ⅰ	経済経営	1～	2	
		原価計算論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		管理会計論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		税務会計論Ⅰ	経済経営	2～	2	
		国際会計論	経済経営	2～	2	
		租税法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅰ	経済経営	2～	2	
		企業法Ⅱ	経済経営	2～	2	
	・ 職業指導	○職業指導	経済経営	3～	2	
・ 各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		○商業科教育法Ⅰ	中高教職	2～	2	4 単位必修
		○商業科教育法Ⅱ	中高教職	2～	2	

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

3. 大学が独自に設定する科目（12 単位以上）

『大学が独自に設定する科目』は、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」を充当します。（12 単位以上）

(注1) ○印科目：必修

(注2) 開設区分『中高教職』の科目の単位は卒業要件単位数 124 単位に含まれません。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（8 単位以上）

免許法施行規則に定める科目及び最低修得単位数		本学で修得すべき科目	開設区分	配当年次	単位数	履修方法
・ 日本国憲法	2	○憲法(日本国憲法)	全学共通	1～	2	2 単位必修
・ 体育	2	○健康科学Ⅰ(理論・実技)	全学共通	1～	1	2 単位必修
		○健康科学Ⅱ(理論・実技)	全学共通	1～	1	
・ 外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ	全学共通	1～	1	2 単位以上
		英会話Ⅱ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		中国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		韓国語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		ドイツ語Ⅱ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅰ	全学共通	1～	1	
		フランス語Ⅱ	全学共通	1～	1	
・ 情報機器の操作	2	○情報機器の操作	全学共通	1～	2	2 単位必修

(注) ○印科目：必修

教育実習の履修条件

教育実習を実施するには、事前に単位を修得しておかなければならない科目があります。次表を参照してください。（※教育実習実施までに、卒業要件単位を100単位以上修得していることが望ましい。）

取得希望免許種	科目名	年次	期間	実習を実施するための条件
高等学校教諭一種免許状のみ	教育実習指導(事前・事後) 教育実習Ⅰ	3～4年次 4年次	2週間以上	「教育実習指導（事前・事後）」を履修し、各種ガイダンスに出席し、以下の条件を満たしたうえで、派遣審査に合格した者。 ①「教職概論」「教職基礎演習(中高)Ⅰ・Ⅱ」「教育原理」「教育心理学」「教育課程論」の単位を全て修得済みであること。 ②「商業科教育法Ⅰ」「商業科教育法Ⅱ」の単位を全て修得済みであること。 ③教育実習を実施する学期の始めまでに、総修得単位数（卒業要件外科目を含む）を100単位以上修得していること。

＜「教育実習指導（事前・事後）」について＞

教育実習を実施するにあたって、「教育実習指導（事前・事後）」が行われます。この教育実習指導を理由なく欠席するなど、教育実習の履修が不適当と判断された場合は、教育実習を実施することができません。また、単位の修得状況などを総合し、教育実習への派遣が適当であるかどうかを大学において審査した上で、実施を決定することになります。つまり、教育実習は、希望すれば誰でも自動的に実施できるものではありません。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相應の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

なお、「教育実習指導（事前・事後）」を履修するには、次のような条件があります。

「教育実習指導(事前・事後)」の履修条件

原則として「教育実習」の実施に必要な条件科目の単位を修得済みであること。

ただし、1科目の単位をもって実習の実施要件を充足することが可能な場合は、教員・保育士養成課程委員会の議を経て履修を認める場合がある。

教育の現場に実習生を送り出すにあたっては、大学としても相應の責任をもたなければなりません。実習を実施しようとする学生諸君は十分な準備をして意欲的に取り組んでください。

科目履修にあたっての注意点

カリキュラムの変更により、読み替えを行なっている科目があります。以下の表にある読替科目を修得することにより、旧科目の単位修得とします。

科目区分	読替科目 (単位数)	旧科目 (単位数)
教科に関する専門的事項	税務会計論 2	税務会計論Ⅰ 2

学校図書館司書教諭課程について

1. 学校図書館司書教諭とは

学校図書館司書教諭は、各学校における図書館の運営・管理を主とした仕事としています。

法令上の資格要件は、「1.教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の普通免許状を有する者、2.大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者」であり、文部科学省において認定された科目を履修し単位を修得しなければなりません。一般の図書館司書の資格とは区別されます。

学校図書館法の改正によって12学級以上あるすべての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に必ず配置しなければならないことになっていますが、全国の学校における人的な整備は途上の段階であり、資格取得は教師としての資質をより高めることにもつながります。

2. 学校図書館司書教諭課程の登録手続き

学校図書館司書教諭課程を履修するには、所定の期間に課程登録を行う必要があります。

4月にガイダンスを実施しますので、出席のうえ期限までに登録手続きを行なってください。課程登録の時期は、原則として以下のとおりです。また、登録の際には登録料10,000円を納入していただきます。なお、一度納入された費用は、理由の如何にかかわらず返還しません。

【課程登録の時期】

令和4年度以前入学生：3年次4月（登録料10,000円）

令和5年度以降入学生：1年次9月（登録料10,000円）

3. 履修科目

「学校図書館法」及び「学校図書館司書教諭講習規程」に基づき、「学校図書館司書教諭講習規程」第3条に定める科目に相当する次表の科目の単位をすべて修得してください。入学年度により配当年次が異なりますので注意してください。

<科目一覧>

科目名	開設区分	単位数	配当年次		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
			R5年度以降入学生	R4年度以前入学生				
「学校経営と学校図書館」	司書教諭	2	1～	3～	-	○	-	○
「読書と豊かな人間性」	司書教諭	2	1～	3～	○	-	○	-
「メディア教育論」	人間文化	2	1～	3～	○	○	○	○
「学校図書館メディアの構成」	司書教諭	2	1～	3～	○	-	○	-
「学習指導と学校図書館」	司書教諭	2	1～	3～	-	○	-	○

（注）開設区分『司書教諭』の科目は、卒業要件単位数124単位には含まれません。

准学校心理士について

1. 准学校心理士資格とは

「准学校心理士資格」とは、これまで大学院を卒業しなければ取得することが出来なかった「学校心理士」の資格を、学部卒の者でも取得できるようにするために、平成 30 年度より新たに設けられた資格です。本学では、教職課程（中・高）の免許を取得予定の人間文化学科の学生が取得可能です。

教職免許と併せて「准学校心理士」の資格を取得して卒業すると、卒業後に教育関連の仕事に就きながら、学校心理士認定運営機構が年に数回開催する研修会などに参加することで、「学校心理士」の受験資格を得るためのポイントを獲得し、「学校心理士」の資格試験を受験することが出来ます。なお、「教育関連の仕事」には、学校などの他に学習塾などでの勤務も含まれます。

ただし、「准学校心理士」の資格は 3 年間で自動的に失効します。資格失効後も 2 年間は研修会等に参加できますので、卒業後に教育関連の職場で働きながら、期間内に「学校心理士」を目指してください。

2. 准学校心理士資格を取得するためには

准学校心理士の資格を取得するために必要なことは以下の通りです。

- (1) 准学校心理士資格ガイダンスへ参加すること。
- (2) 教職課程（中・校）に登録していること。
- (3) 以下の科目を履修し、単位を修めること。（ ）内は開講年次。

- ①教育心理学（2・3年）
- ②発達心理学（2・3年）
- ③教育相談の理論と方法（3・4年）

※いずれも教職課程の科目です。

- (4) 以下の諸経費を納入すること。

- ①審査事務手数料 3,000 円
- ②登録事務手数料 3,000 円（審査合格後）
- ③年会費 3 年分 9,000 円（審査合格後、3,000 円×3 年分）

3. 取得までのスケジュール

No.	学年	時 期	必要事項	備 考
1	2 年生	4 月	・ 准学校心理士資格ガイダンスへの参加及び登録	教員・保育士養成支援センターへ提出
2	2 年生以降	4 月以降	・ 必要な科目の履修	
3	4 年生	4 月	・ 准学校心理士資格取得の意思確認	
4	4 年生	7 月中	・ 審査事務手数料の納入	
5	4 年生	8 月～12 月	・ 審査期間	
6	4 年生 (審査合格者)	12 月末まで	・ 登録事務手数料及び年会費 3 年分の納入 ・ 資格認定証作成に必要な書類を作成	審査合格者はメール等で案内
7	4 年生	卒業式	・ 准学校心理士資格認定証の受取り	卒業証書等に同封